

佐渡市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

(令和7年3月 軽微変更)



新潟県佐渡市

目 次

1	基本的な事項	
(1)	佐渡市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
(3)	佐渡市行財政の状況	4
(4)	地域の持続的発展の基本方針	6
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	7
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	7
(7)	計画期間	7
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	7
2	移住・定住・地域間交流の促進・人材育成	
(1)	現況と問題点	10
(2)	その対策	10
(3)	計 画	11
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	14
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	15
(2)	その対策	16
(3)	計 画	19
(4)	産業振興促進事項	34
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	34
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	35
(2)	その対策	35
(3)	計 画	35
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	35
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	36
(2)	その対策	37
(3)	計 画	38
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	54

6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	55
(2)	その対策	56
(3)	計 画	57
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	60
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	61
(2)	その対策	62
(3)	計 画	64
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	71
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	72
(2)	その対策	72
(3)	計 画	72
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	77
9	教育の振興	
(1)	現況と問題点	78
(2)	その対策	78
(3)	計 画	79
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	87
10	集落の整備	
(1)	現況と問題点	88
(2)	その対策	88
(3)	計 画	88
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	91
11	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	92
(2)	その対策	92
(3)	計 画	92
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	96

1 2	再生可能エネルギーの利用の促進	
(1)	現況と問題点	・ ・ ・ ・ ・ 97
(2)	その対策	・ ・ ・ ・ ・ 97
(3)	計 画	・ ・ ・ ・ ・ 97
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	・ ・ ・ ・ ・ 98

1 基本的な事項

(1) 佐渡市の概況

ア 佐渡市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

佐渡は、日本海最大の島であり、島の面積は855.68km²、280.9kmに及ぶ海岸線は変化に富み、美しい景観を形成している。島の中央部を国府川が流れ、この流域に開けた穀倉地帯国中平野を挟んで、北に大佐渡山地、南に小佐渡丘陵を擁し、島の大部分が国定公園や県立自然公園に指定されており、豊かで美しい自然環境に恵まれている。平成20年9月にはトキの放鳥が行われ、27年ぶりに佐渡の空を舞うこととなった。平成24年以降は野生下での繁殖が実現し、平成28年には42年ぶりに野生下生まれ同士のペアからヒナが誕生し、巣立ちを迎えるなど、トキの野生復帰が着実に進んでいる。トキが安心して棲める環境は、人間にとっても安心して住める環境の証と言える。気候は海洋性で、四季の変化に富み、夏は高温多湿であるが、冬は日本海を北上する対馬暖流の影響を受け雪も少なく、温暖な特性があり、新潟本土と比べ気温の平年値は14℃前後と比較的高く、年間降水量も1,500～1,700mm程度で少ない。

行政区画の変遷としては、佐渡は徳川幕府が倒れると佐渡県となり、のち相川県を経て明治9年に新潟県に含まれた。明治22年には7町51村、同35年には5町20村であった。昭和に入り、新制中学校の設置管理、市町村消防や自治体警察の創設、社会福祉、保健衛生関係が新しい市町村の事務とされるなど、行政事務の増加に対応するため昭和28年の町村合併促進法の施行により最低人口8千人を目標とした「昭和の大合併」で佐渡は1市7町2村となった。以降50年が経過し、21世紀を迎え地方分権時代の到来の中、住民主権の地方自治のため市町村の自治能力の向上や、地域の道路・情報ネットワークの向上により空間的・時間的距離は大幅に短縮され、地方行政の規模が拡大されたことによる構造改革の必要性が生じた。また、佐渡においては特に若年層の島外流出により過疎化、少子高齢化が顕著となり、一層困難な行財政運営を迫られてきた。このような背景により、平成16年3月1日に一島一市の市町村合併が行われ「佐渡市」が誕生した。

イ 佐渡市における過疎の状況

佐渡島全体としての人口は、昭和35年の113,296人から令和2年までの間に61,804人が減少し、半数を下回っている。また、平成16年の合併時には人口約70,000人であったが、令和3年3月末現在では52,467人となっており、近年毎年約1,000人ずつ人口が減少している。人口減少の内訳として、自然減に加え、高校卒業後の進学先が少ないことから、進学による転出が著しく、また卒業後戻る若者も少ないために若年層の流出が止まらない状況である。依然過疎化は進行しており、これに伴う高齢者人口比率は令和2年には42.6%となり、超高齢社会を形成している。

今後の見通しとしても過疎・高齢化の解消には相当の困難が想定されるが、令和3年度中に策定を予定している「佐渡市総合計画」、人口減少対策に焦点を当てた「佐渡市ま

ち・ひと・しごと創生総合戦略」及び本計画を総合的に展開し、本市の持続的発展を図る必要がある。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

産業別就業人口の構成比は、令和2年の時点で、第1次産業17.9%、第2次産業15.5%、第3次産業66.2%の構成となっている。近年は第1次・第2次・第3次産業とも就業人口は減少し続け、なおかつ高齢化が進み深刻な担い手不足が懸念されている。

このような状況下において、人口減少に伴って拡大する地域課題の解決に取り組んでいかなければならない。特に、市内総生産の低下は経済への打撃はもちろん、雇用の減少、生産年齢人口の減少などに大きな影響を与えるため、生産年齢人口の増加に向け、新たな起業支援や多様な人材が活躍できる仕組みの構築、企業の事業拡大、商品の高付加価値化などを推進し、雇用の創出・拡大を図り、持続可能な産業を目指さなければならない。

なお、新潟県過疎地域持続的発展方針においては、以下のとおり佐渡地域の持続的発展方向が示されている。

- ・暮らしやすい地域環境づくりや、若年層のU・Iターン促進、島外からの移住促進を図る。
- ・農林水産業の振興や、各産業間の連携強化による島内生産額の増加を図るとともに、企業誘致を推進する。
- ・豊かな地域の資源を活用して地域の魅力向上に努めるとともに、観光施設等におけるホスピタリティの向上や、受入環境の整備促進を図り、これらの情報発信を行うことにより観光等交流人口の拡大を図る。
- ・活力ある地域の創出のため、特色ある持続可能な地域づくり、安全・安心な地域づくりを図る。
- ・道路や港湾空港等、地域の基本インフラの整備促進を図るとともに、島内二次交通の充実化を図る。

(2) 人口及び産業の推移と動向

昭和35年から50年の15年間で減少率が22.8%となっており、高度成長時代に人口の減少が顕著となっている。昭和50年以降の減少率はやや鈍化の傾向を示しているが、近年は再び減少率が増加してきており、過疎化は確実に進んでいる。年齢階層別にみると0～14歳の階層は昭和35年の34,777人から令和2年には5,143人となり、29,634人(85.2%)の大幅な減少を示し、逆に65歳以上は昭和35年の9,799人から令和2年には21,927人となり、12,128人(123.8%)増加するなど、少子高齢化傾向が如実に表れている。

本市の人口は、令和3年3月末現在52,467人だが、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)によると、2040年には37,630人、2060年には19,789人になると推計されている。

産業別の人口割合は、昭和35年に第1次産業が64.2%（38,769人）、第2次産業10.9%（6,561人）、第3次産業24.9%（15,028人）であったものが、60年経過した令和2年には第1次産業が17.9%（4,666人）、第2次産業15.5%（4,036人）、第3次産業66.2%（17,235人）となっている。構成割合では第1次産業が40%超の減少を示し、特に第3次産業への移行が顕著になっている。

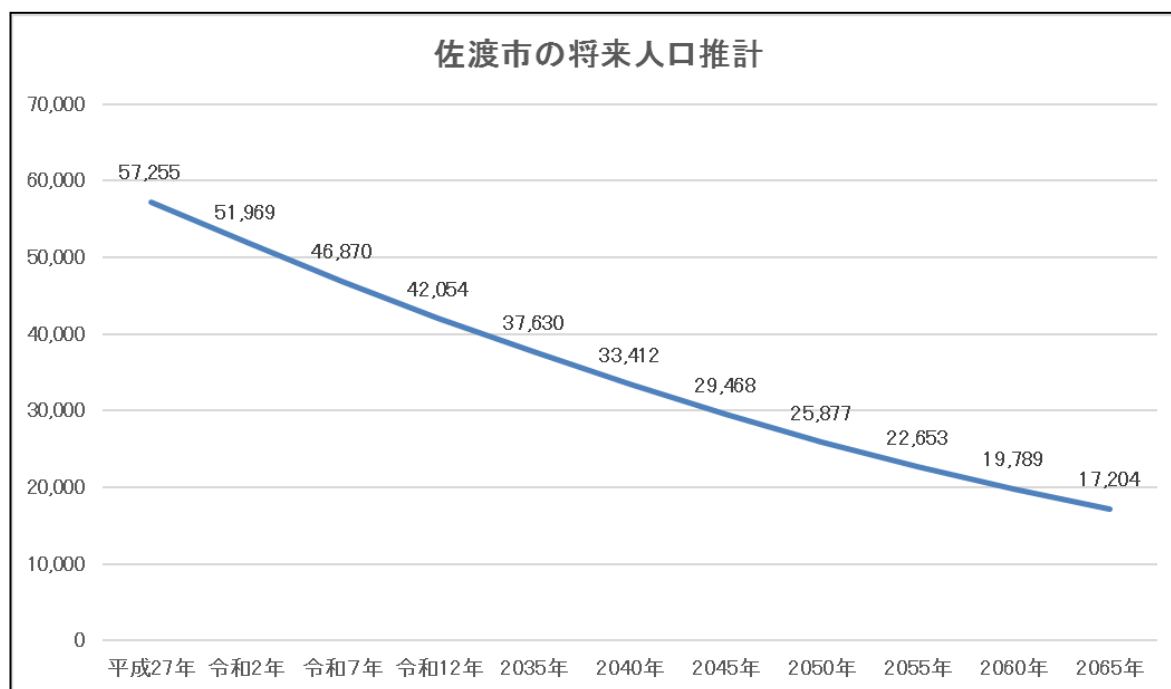
表1-1（1）人口の推移（国勢調査）

（単位：人、%）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	113,296	87,504	-22.8	78,061	-10.8	67,386	-13.7	51,492	-23.6
0歳～14歳	34,777	17,996	-48.3	12,619	-29.9	8,069	-36.1	5,143	-36.3
15歳～64歳	68,720	56,484	-17.8	46,535	-17.6	35,799	-23.1	24,279	-32.2
うち15歳～29歳 (a)	24,041	14,413	-40.1	9,175	-36.3	7,693	-16.2	4,381	-43.1
65歳以上 (b)	9,799	13,021	32.9	18,893	45.1	23,514	24.5	21,927	-6.8
(a)/総数 若年者比率	21.2	16.5	—	11.7	—	11.4	—	8.5	—
(b)/総数 高齢者比率	8.6	14.9	—	24.2	—	34.9	—	42.6	—

表 1－1 （２）人口の見通し（国立社会保障・人口問題研究所推計値）

（単位：人）



（３）佐渡市行財政の状況

ア 行政の状況

佐渡における生活圏の拡大、住民ニーズの多様化、過疎化及び少子高齢化等に対応するため、平成16年3月1日に旧両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村の10市町村が合併し、行政運営の効率化、組織のスリム化を進めている。

本市の職員数の推移は、合併直後である平成16年4月1日現在の職員数1,748人であったが、令和3年4月1日現在では629人を削減し、1,119人となっている。

また、合併時は地域の住民サービスの低下に配慮し、本庁は総務・企画部門を中心として280人体制でスタートしたが、今後更なる事務の効率化、職員研修等の充実・強化を図り、専門分野の人材育成と職員能力の向上を図っている。

イ 財政の状況

本市における財政は地方税をはじめとする自主財源が少なく、財政力指数は令和元年度で0.228と低く、財政構造は脆弱である。

令和元年度の決算では歳出総額42,714,028千円で、平成27年度の47,402,834千円に比べて9.8%減少している。歳入面では地方交付税、市税等の一般財源は平成27年度で歳入総額の65.8%、国庫支出金、地方債等の特定財源は34.2%を示している。また、令和元年度決算では、一般財源構成比は68.5%、特定財源構成比は31.5%となっており、一般財源の構成比が増えている。

歳出の性質別状況は、令和元年度決算における歳出総額に占める人件費、扶助費、公債費の義務的経費の構成は42.5%であり、平成27年度の39.7%に比べると若干高くなっているなど、依然として厳しい財政状態に置かれている。

地方債の平成27年度末現在高は58,937,800千円であったものが、令和元年度末現在高では53,777,274千円に減少している。

このような状況の中、今後も厳しい財政事情が想定できるが、引き続き産業生活基盤の充実強化を進めながら、若者が定着し、過疎に打ち勝つ夢のあるまちづくりを目指し、産業活動の多様な展開と活性化を計画的に推進する必要がある。そのためには、財政の効率的運用と税収の増加策等自主財源の確保に努め、財政基盤の確立を図っていかねなければならない。

表1-2 (1) 佐渡市財政の状況

(単位: 千円、%)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	52,179,112	48,856,407	44,807,312
一 般 財 源	34,369,807	32,151,531	30,688,605
国 庫 支 出 金	6,127,424	3,360,335	3,654,329
都道府県支出金	2,889,054	3,409,336	3,722,720
地 方 債	5,886,641	6,610,790	3,251,347
うち過疎対策事業債	467,700	686,000	791,200
そ の 他	2,906,186	3,324,415	3,490,311
歳 出 総 額 B	49,461,784	47,402,834	42,714,028
義 務 的 経 費	18,892,789	18,836,347	18,135,040
投 資 的 経 費	9,945,596	8,513,634	5,688,063
うち普通建設事業	8,789,633	8,095,352	5,102,793
そ の 他	20,623,399	20,052,853	18,890,925
うち過疎対策事業費	11,252,011	9,483,134	7,969,767
歳入歳出差引額 C = (A - B)	2,717,328	1,453,573	2,093,284
翌年度へ繰越すべき財源 D	1,965,402	472,417	741,597
実質収支 C - D	751,926	981,156	1,351,687
財 政 力 指 数	0.268	0.248	0.228
公 債 費 負 担 比 率	18.0	20.3	19.6
実 質 公 債 費 比 率	14.7	13.2	13.6
起 債 制 限 比 率	8.4	6.3	6.2
経 常 収 支 比 率	78.8	85.5	92.9
将 来 負 担 比 率	105.2	118.6	127.6
地 方 債 現 在 高	49,637,507	58,937,800	53,777,274

表 1－2（２）主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	12.6	31.0	42.4	47.9	49.2
舗 装 率 (%)	9.9	36.9	50.3	57.5	58.4
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	331,931	342,528
耕地 1 h a 当たり農道延長(m)	40.9	53.3	56.2	—	—
林 道					
延 長 (m)	236,541	389,775	459,121	470,971	469,059
林野 1 h a 当たり林道延長(m)	8.4	9.3	18.0	—	—
水 道 普 及 率 (%)	90.0	96.4	98.3	99.2	99.3
水 洗 化 率 (%)	0.9	2.5	—	44.5	55.4
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	11.8	15.1	13.6	13.4	13.8

（４）地域の持続的発展の基本方針

過疎化が進行する中、過去の過疎４法により、本市における過疎対策が展開されてきた。昭和４５年からの過疎地域対策緊急措置法においては、都市と比べて著しく遅れている道路網、産業基盤、生活基盤の整備、また、昭和５５年からの過疎地域振興特別措置法では、産業の振興に重点が置かれ土地基盤、漁港の整備、観光振興等が進められた。平成２年からの過疎地域活性化特別措置法では、産業の振興はもとより、時代の要請もあり生活環境の整備、高齢者福祉、集落整備、地域間交流の事業等に取り組み、さらに平成１２年からの過疎地域自立促進特別措置法では、生活安定と福祉向上、個性ある地域形成等、地域の自立に向けた事業を推進した。これまでの過疎対策により、水道の普及率が９９．３％で新潟県平均の９９．４％と同水準になるなど、相当の成果があがっている。

しかし、市道の改良率や下水道の普及率などは依然低く、また、産業振興と雇用、防災・減災、医療・介護・福祉、教育・文化、超高齢社会への対応など、本市の過疎対策への課題は山積している。

本市の持続的発展に当たっては、これまで取り組んできた過疎対策の成果をもとにして、更に効果的な施策を推進する必要がある。そのため、「新潟県過疎地域持続的発展方針」との整合性を図りながら、人口減少対策、地域資源を活かした特色ある地域づくり、

交流人口の増加、産業振興による雇用創出、交通インフラの整備充実等に取り組むものとする。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

項 目	現状（令和 2 年度）	目標（令和 7 年度）
総人口	52,467 人 （令和 3 年 3 月末）	46,870 人（社人研推計値） を上回る
社会増減	▲235 人／年 （平成 29 年～令和 2 年の平均）	縮小させる
合計特殊出生率	1.49 （令和元年）	向上させる

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画は、令和 3 年度中に策定を予定している「佐渡市総合計画」に基づき総合的な評価を行う。したがって、本計画の評価についても、総合計画の検証に合わせて評価を行うものとする。

(7) 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、市内の公共施設等の全ての現状を把握するとともに、適正な管理や有効な活用を推進するため、「佐渡市公共施設等総合管理計画」を策定している。

本計画においても、公共施設等総合管理計画との整合を図り、公共施設等の整備・管理を計画的に推進することとする。

佐渡市公共施設等総合管理計画 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（抜粋）

1 点検・診断等の実施方針

- ・道路法の改定により 5 年に一度の定期点検の実施が求められることから、橋梁やトンネルなど、社会資本の安全確保のため、点検や健全度の把握を実施します。
- ・公共施設やインフラは、予防保全型管理の視点を持って、計画的な点検・診断等を行います。

2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設の重要度や劣化状況に応じ、長期的な視点で優先度をつけ、計画的な維持管理・修

繕・更新を行います。今後も維持していく公共施設については、中長期的修繕計画を策定します。

- ・少子化、高齢化社会への対応として、施設の更新にあたってはバリアフリーや環境への配慮など、時代の要求に対応した更新を図ります。
- ・公共施設の更新にあたっては、機能の複合化や将来にわたる改修の容易性などに配慮します。

3 安全確保の実施方針

- ・市民の安全を確保する観点から、日常点検、定期点検などを通じて公共施設等の劣化状況を把握するとともに、災害発生時の機能保持のため、安全性の確保に努めます。
- ・今後維持していくことが難しい施設については、市民の安全確保の観点から、早期の供用廃止などの措置を適切に取っていきます。

4 耐震化の実施方針

- ・1981（昭和 56）年度以前の旧耐震基準に基づき建築された公共施設については、適切な耐震措置を図ると共に統廃合も視野にいれ、耐震化を進めていきます。

5 長寿命化の実施方針

- ・個別施設のインフラ長寿命化計画の策定を進めていきます。
- ・定期的な維持の措置を図ることにより使用見込み期間の延伸が見られる施設については、予防保全型管理を行っていきます。

6 統合や廃止の推進方針

- ・人口減少時代の到来を迎え、施設の利用頻度が低い施設や老朽化が進んだ施設は、近接する類似施設との集約化や用途の異なる施設との複合化を図ります。
- ・当該サービスが公共施設等を維持しなければならないものであるか、民間による活用ができないかなど、公共施設等とサービスの関係について十分に留意していきます。
- ・少子化・高齢化、人口減少などの人口動態の変化に対応した公共施設の再編、再配置を図ります。
- ・公共施設の保有量については、少子化・高齢化、人口減少社会の到来に対応し、需要量の変化に合わせた施設の維持とサービスの最適化を図ります。

7 PPP/PFI の推進

- ・施設の設置、管理運営にあたっては、指定管理者制度をはじめ、PPP／PFI の積極

的な活用を検討します。

8 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 本計画を確実に実施するために必要となる全庁的な取組体制の構築や情報共有方策について、本市の状況を踏まえ方針を策定します。
- 公共施設等総合管理基本方針に基づき公共施設マネジメントの運用を開始し、公共施設等に関する情報を全庁的に一元管理します。
- 公共施設マネジメントは、固定資産台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づく運用管理を行います。
- 職員一人ひとりが経営観念を持って、公共施設等総合管理基本方針に基づく施設マネジメントを実現するため、研修会などを実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本市も高齢化率が既に40%を超え、周辺部の過疎化や、地域コミュニティの低下など、日本の課題を先行、凝縮する、まさに日本の課題先進地となっている。

一方で、平成16年の合併以降、毎年1,000人規模で人口減少が続いているが、令和2年度には950名の転入のうち、504名がUIターン者となり、そのうち295名(59%)が40歳未満の若者となっていることから、人口減少対策としてUIターンの受入促進と企業誘致に具体的に取り組んでいくことは極めて重要である。

イ 地域間交流

現在国際交流として、トキが取り持つ縁で中国陝西省洋県と友好交流提携を行っている。国内においては、埼玉県入間市・東京都国分寺市と姉妹都市を結んでおり、物産、文化・スポーツ、児童・生徒等を中心として交流が行われている。

また、その他、県内外の地域においても、佐渡の自然体験や地域の風土を活かし、地域の魅力をアピールすることによる持続的な交流促進を進めている。

ウ 人材育成

本市ではUIターン者を中心に多様な人材の受入れを確保するため、稼働しなくなった市営住宅等をお試し住宅として活用し、これまで53世帯を受け入れ、27世帯が定住に結びついている。更に、令和2年度におけるUIターン者の内訳として、単身世帯が325世帯、夫婦のみが34世帯、その他の親族を含む世帯が44世帯となっていることから、島の賑やかさを再生するには、生産年齢人口を中心とした若者世代や多子世帯等、多様な人材を受入れ活躍できる仕組みづくりを進める必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住

○移住定住の受入れの拡大と定着を図るため、若者定住家賃補助や空き家改修補助など、支援メニューの充実化とともに子育て、福祉、就業などの多様な支援を体系化し発信する。更には、佐渡UIターンサポートセンター中心として、移住者へのフォロー体制を強化していく。

○また、多拠点居住者や移住希望者向けの「お試し住宅」を増え続ける民間の空き家を活用し、受け入れる地域にとっても活性化に繋がるように地域内の関係者のみならず、都市部の専門人材とも連携しながら、整備・運用を図る。

イ 地域間交流

- 交流先との連携を密にし、相互の持つ特性を最大限に活用し、文化、スポーツ、産業等の交流を積極的に進める。
- 佐渡の豊かな自然環境、新鮮な特産物、伝統ある風俗・文化などの地域資源を活用し、都市との交流を促進する。

ウ 人材育成

- 本市における創業・事業拡大に対する支援とともに民間と連携したビジネスコンテストの開催やインキュベーションセンターの整備等でスタートアップ支援を行い、若い起業家が活躍で出来る組みを構築する。
- また、誘致した企業の人材と地域内の事業者、団体、学生等との交流を促進することで、地域課題の解決や人材育成にも取り組む。
- 更には本社機能の誘致にも取り組むことで、より多くの多様な人材が地域内で活躍することで地域再生の取組みを加速させる。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主 体	備考
1 移住・定 住・地域間交流 の促進、人材育 成	過疎地域持続的 発展特別事業	UI ターンサポート事業 内容：移住者受入れ促進のための支援制度や関連する人材や企業の受入促進活動を企画し推進する。 必要性・効果：交流および定住人口の増加	佐渡市	UI ターン者の受入れ促進により持続可能な地域づくりを図る。
		お試し住宅体験事業 内容：気軽に移住できる島のブランド化を図り定住に繋げるため整備したお試し住宅の運用を図る。 必要性・効果：空き家の活用、定住人口の増加、受入れ集落の活性化	佐渡市	空き家の利活用と集落の持続可能性を高める。

		企業誘致・スタートアップ支援事業 内容：ITベンチャー企業を中心に企業のスタートアップ支援施策を推進することで起業成功率No.1の島のブランド化を進める。 必要性・効果：若い人材を中心に多様な人材が活躍できる仕組みの構築	佐渡市	若い人材を中心に多様な人材が活躍できる仕組みを構築し、持続可能な地域づくりを図る。
		姉妹都市交流事業 内容：佐渡市と姉妹都市であり、交流のある埼玉県入間市や東京都国分寺市との友好関係発展のため、市民団体等による交流事業を実施する。 必要性・効果：人的交流促進及び情報交流の活性化による新たな観光ルート開発の取組みの推進や観光受け入れ体制の整備	佐渡市	姉妹都市との交流事業を行うことで、交流人口の拡大と情報交流を推進し、地域間交流の活性化を図る。
		基金造成事業（移住・定住・地域間交流の促進、人材育成） 内容：移住者・定住者の受入態勢の整備、地域間交流を推進するための基金を造成する。 必要性・効果：移住・定住人口の増加、交流人口の増加	佐渡市	特別事業の財源として複数年度にわたり活用する。

		歴史的資源を活用した移住等促進計画策定事業 内容：佐渡島が誇る歴史的資源にフォーカスし、地域活性化を実現するための全体戦略・計画の策定を目指す。 必要性・効果：歴史的資源や古民家・公共施設の空き家などの活用、観光促進・企業誘致などによる雇用創出、U I ターン移住促進	佐渡市	計画策定により、移住・企業誘致・観光の促進を図る。
		インキュベーションセンター整備事業 内容：スタートアップの活動拠点を整備し運営することで、若者起業家を中心とした企業誘致を推進する。 必要性・効果：スタートアップ支援による企業誘致および定住人口の増加	佐渡市	スタートアップ支援による若者起業家受入れ促進により持続可能な地域づくりを図る。
		お試しオフィス拠点整備事業 内容：企業誘致のためのシェアオフィスやワーキングスペースを整備・運用するとともに、ワーケーションや研修拠点も合わせて整備・運用する。 必要性・効果：誘致企業の定着と関係人口の拡大	佐渡市	起業家の成長と定着および企業の活動・研修拠点の活用により関係人口の強化と拡大を図る。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備・管理については、佐渡市公共施設等総合管理計画に定める基本的な方針との整合を図りながら、適切な管理や有効な活用を図っていく。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

本市の人口は年々減少が進み、特に若い世代の減少は著しく、昭和35年と令和2年の国勢調査を比較すると、15～64歳の人口は44,441人も減少しており、島内産業の担い手不足が大きな課題となっている。

ア 農林水産業

① 農 業

本市における農業は経営規模が零細であり、農業経営者の高齢化が進んでいる状況にある。

経営形態は水稻を主体としているが、地域性を生かし、国中平野では稲作、南佐渡では柿やアスパラ、砂丘地ではそ菜・球根、海岸段丘地では稲作と肉用牛による経営が営まれている。

農業は本市の基幹産業としての重要な位置を占めているが、生産者の高齢化、後継者不足から生産体質が弱く、また規模も零細であることから、農地の流動化による経営基盤の強化や労働力確保に大きな課題を残している。

② 林 業

本市の約7割を占める森林は、豊富な森林資源の活用と森林保全、水源のかん養、地球温暖化防止等、多様な機能の発揮に対する市民の期待が高まる一方で、林業の担い手不足や木材価格の低迷による採算性の悪化から、森林資源が十分に活用されず、森林の有する多様な機能の低下が懸念されている。間伐をはじめとした適切な森林管理を推進するとともに、佐渡産材の安定供給体制の整備や利用拡大が課題となっている。

③ 水 産 業

本市における水産業は、地域経済を支える重要な産業であり、県下においても佐渡海域は重要な漁場として位置付けられている。しかし、漁業資源の減少、漁業就業者の減少と高齢化等により、漁業生産量は減少傾向にあり、また、魚価の低迷などにより、水産業を取り巻く情勢は厳しさを増している。

市内には、7の漁協が34の漁港を基地として操業しているが、経営基盤が弱く、経営状態が悪化している漁協もある。このような状況において漁協経営・組織基盤の強化、漁業者の所得向上を図るため、浜の活力再生プランを策定し、計画的な事業実施を推進している。

水産資源を有効に活用するため、ブランド化や加工等による高付加価値化の実施が重要であるが、これまでの漁業者団体による取組では規模が小さく効果が限定的である。

また、販路拡大を行うにあたり市外出荷による輸送コスト増大と安定供給体制が課題となっている。

つくり、育て、管理する漁業を一層推進するとともに、新規就業者の確保・育成や定

住のための就業・生活環境の充実が必要である。

イ 商 業

本市の卸売業、小売業規模は、平成28年経済センサス活動調査によると、1事業所当たり従業者数は県の平均7.4人と比較すると4.9人と零細であり、1事業所当たり売上（収入）金額では10,725万円と県平均の26,961万円を大きく下回っている。また、商店数も年々減少している。

近年、大型店舗・専門店の進出、人口減少に伴う地域購買力の衰退、商店主の高齢化及び後継者不足による廃業により、既成市街地の店舗、地域の小売店に空き店舗が点在するようになった。

現在、一部商店街において、地域と連携した活性化への取り組みを進めている。

ウ 工 業

本市の製造業の事業所は、平成28年経済センサス活動調査によると222で、食料品業、木材・木製品業、窯業・土石製品業などが主である。1事業所当たりの従業員数は8人で県平均の17.6人に比べ小規模になっている。

売上高については、1事業所当たり8,914万円であり、県平均の45,682万円を大きく下回っている。

企業誘致については、雇用の創出と島内の活性化を図るため新潟県や首都圏佐渡連合会と連携し、積極的に進めており、平成20年4月及び平成27年4月の専門学校誘致を始め、情報サービス系の企業やコールセンター等の誘致を行っている。

現在も島内の一次産品を活用できる製造業、情報サービス業、コールセンター業、無店舗小売業（ICTを活用した販売による卸・小売に限る。）の誘致を推進している。

エ 観 光

佐渡の観光客入り込み数は、平成3年の121万人をピークに減少を続け、令和元年には50万人、令和2年には新型コロナウイルス感染症の影響により25万人まで落ち込み、島内経済に深刻な影響を及ぼしている。外国人旅行者については、これまで好調に推移してきたものの、コロナ禍の影響により令和2年は約300人（令和元年約8,000人）という結果になった。また、旅行形態が団体から、個人・家族・グループへと変化し、予約形態も旅行代理店を通じた予約からインターネットを通じた予約が増加している。

また、観光の目的も従来の見る観光から暮らすように旅をする滞在型の観光へ変わってきており多様化するニーズにあった受入れ体制の整備が緊急の課題である。

(2) その対策

- 生産年齢人口の増加に向け、新たな起業支援や多様な人材が活用できる仕組みの構築、企業の事業拡大、商品の高付加価値化などを推進する。
- 雇用の創出・拡大を図り、持続可能な産業を目指す。

ア 農林水産業

① 農 業

- 耕地面積の減少に対する生産構造対策として、国営・県営総合土地改良事業、県営ほ場整備事業等の活用による生産基盤の確立を推進する。
- 土地基盤整備による農地流動化の促進と、農業用排水の整備による農業生産活動の可能性を拡大し、水田の汎用化、畑作物の生産安定、品質向上を目指す。
- トキをシンボルとした生きものと共生する生物多様性農業を目指した「トキと暮らす島 生物多様性佐渡戦略」を平成 24 年 6 月に策定している。佐渡の豊かな自然と暮らしの保全・再生めざし、知る・守る・使うの基本目標を設定し推進する。
- 佐渡米やおけさ柿等の果樹及び佐渡牛など、農畜産物の高品質・高付加価値化に取り組むとともに、低コスト生産を図る。
- 関係機関と連携しながら島外への多様な販売網の構築を進めるとともに、島内消費を拡大するため地産地消を促進する。
- 更なる環境イメージ戦略に取り組み、消費者や企業との交流を通して人材交流や企業誘致等に結び付けるなど島外資本を活用し、地域農業全体の活性化を図る。
- 島内産業の 6 次産業化と他産業との連携を通じ、地場産の農林水産物等の生産、加工、販売できる流通システムづくりを推進し、地域経済の活性化を図る。
- 法人や団体等の農業参入を促進するとともに、若者や退職者世代等 U・I ターン者を多様な担い手と位置付けて確保を図る。
- 国及び県の施策と連動し、生物多様性等の佐渡の特徴を活かし、島内の循環による環境と経済の両立を促進し、豊かな生活環境の実現を目指す。
- 市と大学相互の資源活用により、シンポジウムや講座等を通し、自然再生活動と農林水産業を軸とした地域経済が好循環する環境経済システムの構築等を目指す。

② 林 業

- 健全な森林を育むため、山林の保全、水源のかん養、地球温暖化防止等の多様な機能の発揮に配慮しながら、利用間伐等による積極的な森林資源の活用や、地域の特性に応じた造林・間伐等の計画的な森林整備を推進する。
- 人工林については、森林の持つ多面的機能の発揮や良質な木材を育成するための適切な森林整備を推進し、持続可能な林業経営を目指す。
また、森林環境譲与税を活用し、適切な森林整備を進めることで、森林の公益的機能が発揮されるよう、経営管理体制の構築や人材育成等を支援する。
- 天然林については、多様な機能を持続的に発揮させるための適切な管理や自然に親しむなどのレクリエーション利用に加え、きのこ原木、木炭等の生産活動等、目的に応じた森林整備を推進する。
- 製材用に加え、合板や木質バイオマス発電などの多様な木材需要に対応するため、森林資源のフル活用を進めて林業関係者の所得向上を促すとともに、伐採後の再造林を支援し、森林資源の循環利用を促進する。
- 木材生産の拡大により生産効率を向上させるとともに、施業地の集約化や路網・中間土

場の整備、機械化等による低コストな生産体制の構築を進める。さらに、加工流通の効率化に向けた製材工場の加工能力の強化や、消費者ニーズに応じた製品の安定供給体制を構築し、住宅分野での佐渡産材利用の促進や非住宅分野での木造・木質化を推進するとともに、新たな技術を活用した木材の用途拡大を図る。

併せて、広く一般市民に向け、木材を使用する意義や特徴等をPRすることにより、木材需要の拡大を図る。

- 地域林業の中核的担い手である森林組合等林業事業体については、集約化施業の推進による事業量の安定確保や生産コストの低減を支援するとともに、若者を中心とした新規就業者の確保・定着を図るため、通年雇用化や労働負担を軽減する高性能機械の導入等の雇用条件と就労環境の改善を促進する。

③ 水産業

- 栽培漁業や漁場造成及び資源管理を一体的に推進し、水産資源の増大を図る。
- 戦略産品の移出及びそれら原材料等の移入に係る海上輸送費を支援することで、流通条件不利性の緩和を図り、生産量及び生産人口を維持・起業の誘致、所得の向上に繋げ、離島の産業の活性化を図る。
- 水産物の加工・販路拡大の取組を行う漁業者団体の合併及び連携の推進と観光産業や学校給食センター等との連携を推進し、安定供給体制の構築による水産物の利用拡大を図る。
- 捕る漁業と育てる養殖漁業を組み合わせた複合的な漁業経営を推進するため、養殖魚種の発掘に努める。
- 収益性の高い漁業経営の実現に向け、漁業経営体質を強化するため、組織基盤の強化や活力ある漁協・漁業者の支援や協業化を推進する。
- 意欲ある漁業就業希望者を確保するため、情報発信を強化する。また、新規就業者を経営能力の高い漁業者に育成するため、漁村地域が一体となった担い手のサポート等による就業・生活環境整備を進めるとともに、漁船等の設備投資に対する支援体制を充実させる。
- 漁港の役割や機能に応じた効率的な施設整備を推進し、既存施設による漁港機能の確保に努める。
- 水産業・漁村が有している多面的機能が発揮されるよう、水域環境の保全、漁港海岸の保全と環境整備による安全な地域づくり推進の一環として、海山の連携活動を始め、体験学習・交流事業を促進する。

イ 商業

- 地域景観に配慮し、地域の特性を踏まえ、個性的、伝統的な地域文化を生かした魅力的な商店街づくりを推進する。
- 多様化する消費者ニーズに対応し、地域住民にとって利用しやすい活気のある商店街づくりを推進する。
- 郊外、商店街の商業集積区域のすみわけを明確にするとともに、中心市街地活性化法

等に基づき、空き店舗対策を推進する。

ウ 工 業

- 地場資源（農林水産物）を活用した製造業の振興を図る。
- 観光産業や関係機関との連携・情報収集活動を強化し、新製品の開発とブランド化を図る。
- 「環境にやさしい島づくり」のもと、輸送コストの負荷が少ない小型部品製造関連産業やIT関連産業の集積を図る。

エ 観 光

- 関係者・団体が一体となって、After コロナに向けた環境整備の推進を図り、新しい方向を目指す。
- 佐渡の恵まれた自然・文化・歴史・産業等の地域資源を有効に活用し、質の高い魅力ある滞在型の観光地づくりを推進する。
- 観光地の美化対策など、きめ細かいサービスに取り組み、佐渡観光のレベルアップとイメージアップを図る。
- 訪れたお客様が快適に佐渡観光を楽しめるよう、インターネットによる情報発信、分かりやすい観光案内、案内標識や公衆トイレなど、受入環境の整備を図る。
- 多様化する観光ニーズに対応するためアウトドア・アクティビティなど、新たな商品づくりや活用に向けた調査、取り組みを進める。
- コロナ後のインバウンド需要回復を見据えた、情報発信や多言語化の対応を進める。
- データ分析業務及びさどまる倶楽部アプリ等による観光客の動向や満足度調査、入込分析などの観光関連データをマーケティング活動に生かし、政策への反映、戦略の展開を図る。

（３）事業計画(令和３年度～令和７年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
２ 産業の振興	基盤整備 ・農業	県営かんがい排水事業負担金（一般型）（佐渡地区） 用水路工 L=25.0km	新潟県	
		県営かんがい排水事業負担金（集積型）（潟端地区） 用水路工 L=4.5km	新潟県	

		県営かんがい排水事業負担金（集積型）（達者地区） 用水路工 L=4.2km ファームpond工 N=2 箇所	新潟県	
		県営経営体育成基盤整備事業負担金（国府川左岸2期地区） 用水路工 L=85.9km 道路工 L=14.9km 暗渠排水工 A=584ha	新潟県	
		県営経営体育成基盤整備事業負担金（ほ場）（羽茂沖地区） 用水路工 L=19.8km 排水路工 L=2.3km 暗渠排水工 A=54ha	新潟県	
		県営経営体育成基盤整備事業負担金（ほ場）（新貝地区） 区画整理 A=102ha 暗渠排水工 A=102ha 用水路工 L=1.7km	新潟県	
		県営経営体育成基盤整備事業負担金（ほ場）（開田六区地区） 区画整理 A=32ha 暗渠排水工 A=32ha	新潟県	
		県営経営体育成基盤整備事業負担金（ほ場）（長江地区） 区画整理 A=38ha 暗渠排水工 A=38ha	新潟県	

		県営経営体育成基盤整備 事業負担金（ほ場）（大 和田地区） 区画整理 A=21ha 暗渠排水工 A=21ha	新潟県	
		県営経営体育成基盤整備 事業負担金（ほ場）（千 種沖地区） 区画整理 A=30ha	新潟県	
		県営経営体育成基盤整備 事業負担金（ほ場）（新 穂北方地区） 区画整理 A=7ha 暗渠排水工 A=7ha	新潟県	
		県営ため池等整備事業負 担金（尾嵩郷内地区） ため池改修 N=1 箇所	新潟県	
		県営ため池等整備事業負 担金（長江地区） ため 池改修 N=1 箇所	新潟県	
		県営ため池等整備事業負 担金（旭地区） ため池改修 1 箇所	新潟県	
		県営ため池等整備事業負 担金（仲之入地区） ため池改修 N=1 箇所	新潟県	
		県営ため池等整備事業負 担金（安養寺地区） ため池改修 N=1 箇所	新潟県	
		県営ため池等整備事業負 担金（浜中地区） ため池改修 N=1 箇所	新潟県	
		県営ため池等整備事業負 担金（水津地区） ため池改修 N=1 箇所	新潟県	
		県営ため池等整備事業負 担金（西野堤地区） ため池改修 N=1 箇所	新潟県	

		県営ため池等整備事業負担金（苦竹沢地区） ため池改修 N=1 箇所	新潟県	
		県営ため池等整備事業負担金（砥石池地区） ため池改修 N=1 箇所	新潟県	
		県営ため池等整備事業負担金（大石平耕地整理堤地区） ため池改修 N=1 箇所	新潟県	
		県営ため池等整備事業負担金（柏木沢ため池地区） ため池改修 N=1 箇所	新潟県	
		県営ため池等整備事業負担金（上野地区） ため池改修 N=1 箇所	新潟県	
		県営中山間地域総合整備事業負担金（相川南部地区） 区画整理 A=7ha 暗渠排水工 A=5ha ため池改修 N=15 箇所	新潟県	
		県営中山間地域総合整備事業負担金（西三川地区） 用水路工 L=7.0km 農業集落排水 L=155m	新潟県	
		県営中山間地域総合整備事業負担金（吉井潟端地区） 用水路工 L=5.9km 集落防災安全 N=1 箇所 揚水機場 N=3 箇所	新潟県	
		県営中山間地域総合整備事業負担金（相川北部地区） 区画整理 A=16ha 用水路工 L=908m ため池改修 N=2 箇所	新潟県	

		県営中山間地域総合整備 事業負担金（川茂地区） 区画整理 A=15ha 用水路 工 L=4.2km	新潟県	
		県営中山間地域総合整備 事業負担金（相川中部地 区） 区画整理 A=11ha 用水路工 L=1.5km ため池改修 N=6 箇所	新潟県	
		県営中山間地域総合整備 事業負担金（大小地区） 区画整理 A=21ha 用水路工 L=7.9km	新潟県	
		県営中山間地域総合整備 事業負担金（佐渡南部地 区） 用水路工 L=34.7km ため池改修 N=2 箇所 暗渠排水工 A=10ha	新潟県	
	漁港施設	和木漁港漁港施設機能強 化事業 東防波堤改良 L=110m	佐渡市	
		入桑漁港改修事業 北防波堤改良 L=87.0m	佐渡市	
		浦川漁港改修事業 東防波堤改良 L=345.3m	佐渡市	
		真更川漁港改修事業 北防波堤改良 L=147.1m	佐渡市	
	観光又はレクリ エーション	窪田キャンプ場炊事場改 修工事	佐渡市	

	過疎地域持続的 発展特別事業	生物多様性戦略推進事業 (生物多様性促進事業) 内容：生物多様性佐渡戦略（朱鷺と暮らす郷づくり認証制度、交流・PR事業等）、世界農業遺産（認定地域連携、PR、棚田保全等）を推進する。 必要性・効果：佐渡の豊かな生物多様性保全による、農林水産物のブランド化、環境と経済の好循環	佐渡市	2012年に策定された戦略推進の事業。 佐渡の生物多様性豊かな環境を維持することで環境と経済の好循環を促す。
		海上輸送費支援事業(対象品目：水産品、飲料、電気機械、原木、農産加工品) 内容：海上輸送費に係る費用を支援する。 必要性・効果：輸送コストの低減化による流通条件不利性の緩和、生産者所得向上、離島の活性化	佐渡市	海上輸送費を支援することで、流通条件不利性の緩和が図られ、生産量及び生産人口の維持、企業の誘致、生産者所得の向上に繋がる。
		創業・事業拡大等支援事業 内容：雇用の創出に資する民間事業者等の創業や事業拡大に係る設備投資等の費用を助成する。 必要性・効果：雇用の創出、産業の振興	佐渡市	民間事業者等の創業や事業拡大に係る設備投資等の費用を助成することで、雇用の創出を図る。

		地産地消推進事業 内容：11月を地産地消月間と定め、地産地消フェスタ、佐渡ふれあい軽トラ市等のイベントを開催し、佐渡産品の購入に対する市民への意識啓発を図る。また、学校、保育園、ホテル等での佐渡産野菜使用率の向上及び高齢者の生きがいと健康づくりのため、庭先集荷事業を実施する。 必要性・効果：佐渡産品の購入促進、島内の経済活性化、自給率向上、高齢者の生きがいづくり	佐渡市	島内資源の循環を促進することで、持続可能な社会に貢献する。
		中山間地域等直接支払事業 内容：多面的機能確保のための事業（平野部と中山間地の一体的取組み）を実施する。 必要性・効果：中山間地域における農業生産の維持	佐渡市	中山間地域における農業基盤を維持していくことで、農業の生産体制を持続させる。
		造林事業 内容：森林の健全な育成を図るため、市有林の森林整備、及び民間の所有する森林整備に対して支援する。 必要性・効果：多様な機能を持つ森林資源の保護、維持・培養	佐渡市	森林整備費用を支援することで、山主へ還元できるようになり、放置された森林の整備に繋がる。

		離島漁業再生支援交付金事業 内容：漁業集落が漁業所得の向上と漁業就業者の維持を目標として取り組む活動を支援する。 必要性・効果：漁業所得の向上、新規就業者の確保・定着	佐渡市	種苗放流等の漁場の生産力の向上に関する取り組みや販路拡大等の取り組みを行うことで長期的な漁業所得の向上を図る。また、新規漁業就業者の初期負担等を軽減し、新規就業者の確保・定着を促進することで、漁業者の減少を抑制していく。
		観光振興対策事業 内容：情報発信、推進体制の強化、観光資源の活用、イベント開催の助成、島内二次交通を含めた受入環境の整備、さどまる倶楽部会員数増加の取組等を実施する。周遊滞在型観光の推進、連携都市等との交流促進、合宿誘致補助、コンベンション開催補助制度等を活用した誘致を実施する。また、データマーケティング、CRMを通して効果的なプロモーションを行う。 必要性・効果：佐渡の魅力を高めることによる佐渡ファンの拡大・観光客の誘致、満足度向上を目指した受入環境の整備	佐渡市	交流人口の拡大により、観光産業のみならず、地域経済の活性化が図られる。

		地場産品販路開拓支援事業 内容：佐渡産品の販路拡大及び情報収集を支援するため、見本市等出展の際の出展料の一部を支援する。 必要性・効果：島内企業の経営基盤の強化、新製品の情報発信	佐渡市	佐渡産品の販路拡大及び情報収集を支援することで、島内企業の経営基盤の強化を図る。
		中小企業人材力向上支援事業 内容：中小企業の資質・能力・技術力を向上するために、研修会の開催経費や受講経費の一部を補助する。 必要性・効果：島内企業の人材育成	佐渡市	研修会の開催経費や受講経費の一部を補助することを通じて、島内企業の人材育成を図る。
		企業ブランド力強化支援事業 内容：島内事業者の広報活動等により企業や商品サービスの認知拡大を図り、U I ターン者等の人材の確保をに繋げる。 必要性・効果：雇用の創出	佐渡市	島内事業者の広報活動等により、企業や商品サービスの認知拡大を図り、人材確保に繋げる。

		地域商店魅力向上支援事業 内容：市内の中心市街地の商店街の活性化を図るため、商店街の魅力向上、空き店舗活用等の新たな取組を行う者等を支援する。 必要性・効果：地場産業の活性化、地域経済の活性化、産業の振興	佐渡市	商店街の魅力向上、空き店舗活用等の新たな取組を行う者等を支援することで、地域経済の活性化を図る。
		外国人旅行者誘致事業 内容：東アジアをはじめ欧米・東南アジア等をターゲットとし、佐渡への旅行者誘致や島内での受入態勢の整備促進を図る。 必要性・効果：外国人誘客と交流人口の拡大	佐渡市	交流人口の拡大により、観光産業のみならず、地域経済の活性化が図られる。
		集落営農・担い手支援事業 内容：集落・地域の実態に合わせた営農体制の推進とともに、多様な担い手、及び地域農業を支え、経営改善に意欲のある農業経営体の支援・育成を行う。 必要性・効果：担い手の確保、将来にわたる持続可能な営農体制の確立	佐渡市	中心経営体及び新規就農者の確保、集落営農組織を強化することにより、持続可能な営農体制の確立につながる。

		園芸作物振興事業 内容：おけさ柿のブランド化を図るとともに、他の園芸作物等の生産、販売拡大を支援する。 必要性・効果：所得確保の支援、園芸作物生産者の減少対策、担い手の育成	佐渡市	島内資源の循環を促進することで、持続可能な社会に貢献する。
		環境保全型農業直接支援対策事業 内容：自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援する。 必要性・効果：生物多様性保全等への取り組み、農産物の高付加価値化による農産物の販路拡大	佐渡市	島内資源の循環を促進することで、持続可能な社会に貢献する。
		水田経営安定対策事業 内容：水田経営の安定及び地域産業の維持のため、農業経営の収益性向上、地域の活性化を図るために、水田経営の安定に必要な産地づくり対策を実施する。 必要性・効果：水田経営の安定及び地域産業の維持	佐渡市	水田経営の安定化により持続可能な農業経営に貢献し、将来にわたって担い手を確保する。

		佐渡米品質向上プロジェクト事業 内容：米の品質向上による佐渡米のブランド化を図る。 必要性・効果：米のブランド化、販路拡大による農家所得の確保、担い手の確保	佐渡市	農業経営の安定化のため、農業者個々のスキルアップと所得の向上により農業を維持継続する。
		佐渡米無農薬無化学肥料栽培等プロジェクト事業 内容：低炭素、島内資源の循環による持続可能な農業体制を構築するため、生きものを育む農法を主体として、佐渡米品質向上プロジェクト事業の高度化を図る。 必要性・効果：低炭素、島内資源の循環による持続可能な農業体制の構築	佐渡市	島内資源の循環を促進することで、持続可能な社会に貢献する。
		畜産振興事業 内容：畜産業の維持発展のために品質、生産数量の向上を推進する。 必要性・効果：畜産農家の経営の安定、担い手育成	佐渡市	島内資源の循環を促進することで、持続可能な社会に貢献する。

		販売網構築事業 内容：佐渡製品の更なるブランド化を進めることで、付加価値を高めて国内外に販売をする。朱鷺と暮らす郷米の販売力の維持はもちろん、更なる強化のため、多様な販売網を構築する。 必要性・効果：佐渡ブランド力の向上、消費者への佐渡の多様な魅力の幅広い周知	佐渡市	ブランド力の向上、魅力発信により、基幹産業である第1次産業の維持・拡大を図る。
		基金造成事業(産業の振興) 内容：佐渡島内の農林水産業、観商工業が将来に渡り持続、及び活性化できるよう支援・整備を実施するための基金を造成する。 必要性・効果：島内産業の維持活性化	佐渡市	特別事業の財源として複数年度にわたり活用する。
		林業振興事業 内容：島内産材の利用促進及び林業振興に貢献する団体の活動を支援する。 必要性・効果：島内産材の利用促進、経営の安定及び産業の振興	佐渡市	当事業により、地元産材を使う住宅建築等に対し支援することで、地元産材の需要を増やし、木材の市内循環を目指す。

		キャリアアップ支援事業 内容：非正規雇用労働者から正規雇用への促進を図るため、事業所が負担する社会保険料相当額を支援する。 必要性・効果：雇用の創出・促進	佐渡市	事業所が負担する社会保険料相当額を支援することで非正規雇用労働者から正規雇用への促進を図り、雇用の創出・促進に繋げる。
		販売流通体制整備事業 内容：流通効率化設備の導入に係る費用を補助する。 必要性・効果：流通条件不利性の緩和、産業の振興、生産者所得向上、離島の活性化	佐渡市	流通効率化設備の導入に係る費用を補助することにより、流通条件不利性の緩和を図る。
		種苗生産・蓄養事業 内容：コンブ等の種苗生産を行う。また、蓄養水槽を漁業者へ貸与する。 必要性・効果：資源量に左右されない安定した養殖漁業の推進と蓄養による漁獲物の付加価値向上	佐渡市	天然資源に左右されない新たな養殖漁業を発掘し、推進することで漁業経営の安定化が図られる。
		漁業資金利子助成事業 内容：融資機関が漁業者等に行う貸付資金に係る利子の一部を助成する。 必要性・効果：漁業者等の資本装備の高度化	佐渡市	漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資する。

		加茂湖環境保全事業 内容：漁業者団体が管理する海水導入施設等の電気料に対して補助する。 必要性・効果：加茂湖の水質保全及び水域浄化による牡蠣養殖の安定化	佐渡市	加茂湖の環境保全活動を推進することで牡蠣養殖の安定生産が図られる。
		輸送コスト低廉化事業 内容：鮮度が重要となる農水産物の島外出荷にかかる海上輸送費の一部を支援 必要性・効果：島外産品との価格差の減少や販売力の強化、生産者の所得向上及び経営の安定化	佐渡市	島外産品との流通価格差を減少させ、佐渡産品の販売力を向上させることで、島内生産者の所得向上を図る。
		分散型ホテル支援事業 内容：旅行者と地域住民との交流の接点機会を増やし、旅行者の地域内の回遊による域内の消費喚起を図る。 必要性・効果：リピーター率の向上、域内消費額の拡大	佐渡市	域内消費額の拡大により、観光産業のみならず、地域経済の活性化が図られる。
		農業経営収入保険加入支援事業 内容：近年多発する自然災害において、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクに備えるため、収入保険の加入促進を図る。 必要性・効果：農業経営の安定及び地域産業の維持	佐渡市	様々なリスクに備えるための保険加入支援を実施することで、農業の生産体制を持続させる。

		アクティビティアイランドブランディング事業 内容：海・陸・山のコンテンツについて、来訪者のニーズに沿った環境整備と商品開発を行い、ブランドイメージを構築することにより、競合地域から優先的に選んでもらえるアクティビティアイランドを目指す。 必要性・効果：満足度、リピーター率の向上	佐渡市	満足度の向上により、再来訪につながる。
--	--	--	-----	---------------------

(4) 産業振興促進事項

ア 産業促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備 考
佐渡市全域	製造業、農林水産物等 販売業、旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)計画のとおり。

ウ 他の市町村との連携に関する事項

産業振興において周辺市町村、姉妹都市等との連携に努める。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備・管理については、佐渡市公共施設等総合管理計画に定める基本的な方針との整合を図りながら、適切な管理や有効な活用を図っていく。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

I C Tの活用が世界規模で進展する中、本市においても民間通信事業者による高速通信網整備の整備が行われてきたが、周辺部においては整備が遅れている。これら地域では平成20年度に市内全域で整備を行ったケーブルテレビによるブロードバンド化以降は通信の高速化が行われておらず、現在求められている超高速通信環境のサービス提供は行われていないことから、これら地域の光ファイバー等を利用した高速通信網の整備が課題となっている。

また、インターネット利用端末のパソコンからスマートフォンやタブレットなどの携帯端末への移行が進む中、屋外で利用可能な環境整備として携帯電話などの移動体通信サービスの充実が求められている。市内全域で携帯電話の不感地域はほぼ解消されているものの、さらなる高速化や通信品質の向上が求められているほか、Wi-Fi 環境の提供等も需用が高まっており、さらなるサービスの充実が急がれる。

災害等の緊急時の情報伝達方法については、佐渡市緊急情報伝達システムを中心に、市民メール、エリアメール、CATV等を利用している。緊急情報伝達システムは、188箇所の屋外スピーカーと戸別受信機により構成されているが、個別受信機の設置率が、およそ71%にとどまっていることから、100%の設置率を目指して取組を進める必要がある。

(2) その対策

携帯電話等の移動体通信施設については、市内全域で通信可能とするため、民間事業者と市の連携により整備を進める。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主 体	備考
3 地域における情報化	電気通信施設等 情報化のための 施設 ・防災行政用 無線施設	緊急情報伝達システム管理運営事業 内容：戸別受信機を設置する。 必要性・効果：重大な自然災害に対する被害防止対策、災害情報の住民への伝達	佐渡市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備・管理については、佐渡市公共施設等総合管理計画に定める基本的な方針との整合を図りながら、適切な管理や有効な活用を図っていく。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路（国県道・市道）

本市の道路網は、両津港から市の中央部を横断し、小木港に至る国道350号を中心に、主要地方道佐渡一周線が海岸沿いに市の周囲を走り、その他主要地方道及び一般県道並びに市道が各地域を結んでいるが、周辺地域から中央部までの道路は依然として未改良箇所が多く、災害時に対応する迂回路の確保も困難な状況にある。

本市の交通体系は自動車への依存度が高く、とりわけ中央に位置する総合病院までの区間は緊急医療の面からも、早急な整備を推進する必要がある。また、港湾、観光施設等あらゆる交通拠点との効率的な連携を図る観点から、質の高い道路ネットワークの整備を計画的に進める必要がある。

イ 林 道

本市で管理している林道は132路線があるが、未舗装の路線が多く存在する。また、開設から年数も経過しており法面の侵食が進んでいる路線も多いことから、市の面積の70%以上を占める森林資源を総合的かつ有効に活用していくためには、現有林道において舗装工や法面保護工等の整備を計画的に実施し、利用者の利便性の向上と施業時の安全性の確保を図ることが必要である。

ウ 港 湾

本市には、両津港、小木港、赤泊港、二見港の4つの港湾があり、島民の生活を支える物流・人流の拠点として重要な役割を担っている。施設の整備については、計画的に進められているが、佐渡地域の振興のためにもなお一層の機能充実（耐震強化岸壁、大型船が着岸可能な岸壁等）が必要である。また、整備に当たっては周辺地域に配慮した環境整備や親水性の高い港湾整備が求められる。

エ 生活交通等確保対策

近年のマイカー利用の増大や、少子高齢化の進展などにより、公共交通の利用者は減少し、市の財政負担は増加の一途をたどっている。一方で公共交通は高齢者、通院者及び学生などの交通弱者の移動手段として必要不可欠であり、また観光客等の来訪者の足としても充実が求められ、交通体系の抜本的な見直しが求められている。

オ 航路、航空路対策

平成26年4月以降、島内には定期航空路線がなく、本土との唯一の交通手段である航路も年々利用者が減少しており、航路事業者の安定した経営や船舶の老朽化に伴う代替船舶の建造が急務となっている。また、カーフェリーの減船に伴う物流面や島内二次交通への影響など新たな課題が生じているほか、航路運賃が割高で航路利用の障壁となっている。航路は冬場など欠航による不確実性があるため、離島航空路線の再開による

確実性の確保により、島民が安心して生活できる環境を整備する必要がある。

カ その他

本市は平成16年に10市町村による合併が行われたが、面積も広く、地域性も多様である。

(2) その対策

ア 道路（国県道・市道）

- 市街地間や集落間、地域拠点地区との連絡を図る道路など、本市の発展に大きな役割を果たす幹線道路の整備を行う。
- 住民の生活に密着した生活関連道路は、交通量、公共施設の配置、防災機能、緊急医療、交通安全対策等を勘案し、計画的に整備する。
- 歩行者の安全性に配慮した歩道整備を推進する。
- 市民及び観光客の利便性を考え、図柄等が統一された道路案内標識等を整備する。

イ 林 道

- 森林資源の有効利用を図るため、自然環境の保全に配慮し、林道施設の適正な維持管理を図る。

ウ 港 湾

- 港湾整備については、本市の産業振興と住民生活向上の基礎的条件及び防災拠点であり、引き続き施設整備を推進する。

エ 生活交通等確保対策

- 地域住民の生活に支障が生じないように公共交通手段の維持・確保に努める。
- 免許返納制度等により、公共交通の利用促進及び交通事故の抑制を図る。
- 観光客等の移動手段として、効率的かつ利便性の高い持続可能な交通体系の整備を図る。

オ 航路、航空路対策

- 県とともに本土と短時間で結ぶ航空路線の早期再開を目指す。
- 佐渡航路の安定化に向けた就航船舶の確保、魅力ある船旅の創出や利用促進を図り、航路の維持を図る。
- 利用しやすい運航ダイヤ、運賃の低廉化・多様化などにより航路の利便性向上に努める。

カ そ の 他

- 市民の安全・安心、産業振興にとって重要である交通体系の整備は、医療の確保や企業進出、交流人口の拡大等に大きく影響するため、これらの課題の克服と市民の利便

性の向上、地域経済の活性化を図るための基金を造成して法失効後の活用も視野に、将来に渡り持続可能な航空路の整備又は維持、航路の充実、航路の活性化及び島内公共交通体系の整備等のための事業を行う。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設 の整備、交通手 段の確保	市町村道 ・道路	海府幹線1号線(改良舗装) L=1,000m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		海府幹線2号線(法面保護) A=100 m ²	佐渡市	
		両津幹線6号線(側溝改修) L=124m	佐渡市	
		河崎幹線3号線(改良舗装) L=140m W=5.0(6.0)m	佐渡市	
		河崎幹線5号線(改良舗装) L=1,286m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		河崎幹線13号線(改良舗装) L=630m W=6.0(7.0)m	佐渡市	
		加茂幹線8号線(改良舗装) L=600m W=5.5(6.5)m	佐渡市	
		鷺崎13号線(改良舗装) L=340m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		黒姫1号線(改良舗装) L=40m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		野浦2号線(改良舗装) L=30m W=4.0(5.0)m	佐渡市	

		見立 1 号線 (交付金事業) L=400m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		見立 4 号線 (改良舗装) L=40m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		平松 2 号線 (交付金事業) L=800m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		梅津 3 ～ 1 4 号線 (舗装) L=1,000m W=2.5(3.5)m	佐渡市	
		加茂歌代 6 号線 (歩道改修) L=114m	佐渡市	
		長江 2 号線 (改良舗装) L=50m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		長江 1 3 号線 (改良舗装) L=845m W=4.0(6.0)m	佐渡市	
		下横山 1 号線 (改良舗装) L=1,320m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		下横山 2 号線 (改良舗装) L=110m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		立野 1 2 号線 (改良舗装) L=500m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		吾潟 1 6 号線 (舗装) L=90m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		住吉 1 号線 (改良舗装) L=800m W=5.0(6.0)m	佐渡市	
		住吉 2 7 号線 (改良舗装) L=400m W=5.0(6.0)m	佐渡市	
		河崎 6 号線 (改良舗装) L=150m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		河崎 1 3 号線 (改良舗装) L=489m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		相川 6 2 号線 (改良舗装) L=550m W=6.0(8.0)m	佐渡市	

		相川 7 2 号線 (改良舗装) L=40m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		相川 1 0 0 号線 (改良舗装) L=50m W=6.0(8.0)m	佐渡市	
		相川 1 2 9 号線 (改良舗装) L=100m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		相川 1 6 9 ・ 1 7 7 号線 (改良舗装) L=500m W=6.0(8.0)m	佐渡市	
		相川 1 7 7 号線 (改良舗装) L=300m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		相川 2 2 0 号線 (改良舗装) L=2,450m W=6.0(8.0)m	佐渡市	
		黒岩線 (改良舗装) L=5,000m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		大倉 1 号線 (改良舗装) L=2,000m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		関 9 号線 (改良舗装) L=1,000m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		小野見 1 号線 (改良舗装) L=500m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		小野見 2 6 号線 (改良舗装) L=200m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		北田野浦 2 4 号線 (側溝整備) L=200m	佐渡市	
		高千 1 9 号線 (改良舗装) L=500m W=4.0(5.0)m	佐渡市	

		達者 7 1 号線 (改良舗装) L=500m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		戸中 1 号線 (法面保護) A=1000 m ²	佐渡市	
		城址公園線 (改良舗装) L=720m W=10.0(12.0)m	佐渡市	
		稲鯨 1 8 号線 (改良舗装) L=300m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		稲鯨 1 1 1 号線 (改良舗装) L=50m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		二宮幹線 2 号 (改良舗装) L=80m 橋梁 1 橋 W=5.0(7.0)m	佐渡市	
		二宮幹線 5 号 (改良舗装) L=100m W=5.5(7.0)m	佐渡市	
		二宮幹線 6 号 (改良舗装) L=100m W=5.5(7.0)m	佐渡市	
		二宮幹線 7 号 (改良舗装) L=200m W=6.0(8.0)m	佐渡市	
		二宮幹線 8 号 (改良舗装) L=2,100m W=5.5(8.0)m	佐渡市	
		二宮幹線 1 8 号 (改良舗装) L=200m W=6.0(8.0)m	佐渡市	
		二宮幹線 1 1・1 8 号 (通学路整備) L=600m	佐渡市	
		二宮 4 5 号線 (改良舗装) L=500m W=5.5(7.0)m	佐渡市	
		二宮 8 5 号線 (交付金事業) L=150m W=5.0(6.0)m	佐渡市	

		二宮 1 0 3 号線 (改良舗装) L=100m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		二宮 1 3 4 号線 (改良舗装) L=200m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		二宮 1 3 5 号線 (改良舗装) L=100m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		二宮 1 3 7 号線 (改良舗装) L=150m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		二宮 1 4 3 号線 (改良舗装) L=250m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		二宮 1 4 6 ・ 1 4 7 号線 (改良舗装) L=360m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		二宮 3 5 6 号線 (改良舗装) L=2,315m W=5.5(7.0)m	佐渡市	
		八幡幹線 6 号 (改良舗装) L=25m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		八幡 4 5 号線 (改良舗装) L=100m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		八幡 7 6 号線 (改良舗装) L=100m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		八幡 9 1 号線 (改良舗装) L=190m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		八幡 9 4 号線 (改良舗装) L=100m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		八幡 9 6 . 9 8 号線 (改良舗装) L=130m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		河原田幹線 1 2 号 (改良舗装) L=120m W=5.0(6.0)m	佐渡市	

		河原田 3 3 号線 (改良舗装) L=100m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		河原田 3 5 号線 (改良舗装) L=160m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		沢根幹線 8 号 (改良舗装) L=100m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		金井 3 号線 (改良舗装) L=560m W=5.5(7.0)m	佐渡市	
		平清水 2 8 号線 (改良舗装) L=100m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		泉 6 1 号線 (改良舗装) L=100m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		泉 8 8 号線 (改良舗装) L=650m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		中興 7 号線 (改良舗装) L=200m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		中興 5 0 号線 (改良舗装) L=100m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		中興 1 0 0 ・ 1 0 3 号線 (改良舗装) L=350m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		尾花 9 号線 (改良舗装) L=950m W=8.0(12.0)m	佐渡市	
		尾花 1 8 号線 (改良舗装) L=500m W=8.0(16.0)m	佐渡市	
		千種 2 号線 (改良舗装) L=730m W=4.0(6.0)m	佐渡市	
		千種 3 号線 (改良舗装) L=460m W=4.0(6.0)m	佐渡市	
		金井新保 2 1 号線 (改良舗装) L=146m W=3.0(4.0)m	佐渡市	

		金井新保 3 8 号線 (改良 舗装) L=110m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		金井新保 5 7 号線 (改良 舗装) L=250m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		貝塚 3 号線 (改良舗装) L=119m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		貝塚 1 5 号線 (改良舗装) L=150m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		貝塚 1 8 号線 (改良舗装) L=100m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		大和 3 5 号線 (改良舗装) L=350m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		大和 4 5 号線 (改良舗装) L=250m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		大和 6 9 号線 (改良舗装) L=100m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		吉井本郷 1 7 号線 (改良 舗装) L=485m W=5.5(7.0)m	佐渡市	
		瓜生屋・田野沢 2 1 号線 (改良舗装) L=3,000m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		田野沢 2 6 号線 (改良舗 装) L=200m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		潟上 1 3 7 号線 (改良舗 装) L=150m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		正明寺 3 1 号線 (改良舗 装) L=300m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		上新穂 1 0 号線 (改良舗 装) L=100m W=3.0(4.0)m	佐渡市	

		長畝 4 8 号線 (改良舗装) L=1000m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		長畝 5 8 号線 (改良舗装) L=170m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		長畝 7 8 号線 (改良舗装) L=200m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		長畝 1 0 0 号線 (改良舗装) L=150m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		長畝 1 3 2 号線 (改良舗装) L=100m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		長畝 1 4 4 号線 (改良舗装) L=100m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		長畝 1 5 0 号線 (改良舗装) L=300m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		北方 7 0 号線 (改良舗装) L=315m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		舟下 7 号線 (改良舗装) 第 1 工区 L=80m W=3.0(4.0)m 第 2 工区 L=35m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		舟下 1 7 号線 (改良舗装) L=600m W=6.0(7.0)m	佐渡市	
		皆川 4 8 号線 (改良舗装) L=500m W=3.0(3.5)m	佐渡市	
		正明寺・潟上 2 3 号線 (改良舗装) L=330m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		青木 1 8 号線 (改良舗装) L=300m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		瓜生屋 1 7 号線 (改良舗装) L=300m W=4.0(5.0)m	佐渡市	

		大野 3 号線 (改良舗装) L=100m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		大野 3 3 号線 (舗装) L=130m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		大野 3 4 号線 (舗装) L=200m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		大野 5 1 号線 (舗装) L=150m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		郷久保線 (改良舗装) L=477m W=4.0(6.0)m	佐渡市	
		女神線 (改良舗装) L=350m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		西高屋・町線 (改良舗装) L=150m W=4.0(6.0)m	佐渡市	
		東高屋大久保線 (法面保護) A=1000 m ²	佐渡市	
		1 区目黒町 1 4 号線 (改良舗装) L=100m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		3 区宮川 1 号線 (舗装) L=280m W=5.5(6.5)m	佐渡市	
		3 区三宮 4 号線 (舗装) L=350m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		5 区栗野江 1 3 号線 (舗装) L=280m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		5 区栗野江 6 7 号線 (改良舗装) L=398m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		5 区小倉 1 2・5 0 号線 (改良舗装) L=837m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		6 区丸山 1 7・1 8 号線 (改良舗装) L=140m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		浜中 2 1 号線 (改良舗装) L=400m W=5.5(9.5)m	佐渡市	

		新町活性化道路 1 号線 (改良舗装) L=100m W=5.5(7.0)m	佐渡市	
		新町活性化道路 2 号線 (改良舗装) L=95m W=5.5(7.0)m	佐渡市	
		新町活性化道路 3 号線 (改良舗装) L=180m W=5.5(7.0)m	佐渡市	
		吉岡 5 5 号線 (改良舗装) L=350m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		四日町 4 0 号線 (改良舗装) L=304m W=6.0(7.0)m	佐渡市	
		金丸 5 0 号線 (改良舗装) L=1,500m W=5.5(7.0)m	佐渡市	
		大小 7 2 号線 (交付金事業) L=670m W=4.0(6.0)m	佐渡市	
		大倉谷 9 号線 (改良舗装) L=1,280m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		大倉谷 9 0 号線 (交付金事業) L=1,080m W=5.5(7.0)m	佐渡市	
		椿尾 1 号線 (法面保護) A=3600 m ²	佐渡市	
		椿尾 4 7 号線 (改良舗装) L=100m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		笹川 3 3 号線 (改良舗装) L=200m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		滝脇 2 4 号線 (改良舗装) L=135m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		学校道旭町線 (法面保護) A=1009 m ²	佐渡市	

		木流線（法面保護） A=1000 m ²	佐渡市	
		小木半島巡環線（枕状岩 トシ改修） L=171m	佐渡市	
		小木半島巡環線（法面保 護） A=134 m ²	佐渡市	
		小木半島巡環線（法面保 護） A=1000 m ²	佐渡市	
		深浦線（法面保護） A=735 m ²	佐渡市	
		上山田線（改良舗装） L=530m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		村山線（改良舗装） L=860m W=5.0(6.0)m	佐渡市	
		天沢上組支線1号線（改 良舗装） L=925m W=5.0(6.0)m	佐渡市	
		羽茂川線1号線（改良舗 装） L=140m W=5.0(6.0)m	佐渡市	
		西方線（改良舗装） L=1800m W=5.5(6.5)m	佐渡市	
		西方中組線（改良舗装） L=600m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		逢坂線支線1号（改良舗 装） L=600m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		クサギ宮坂線（側溝布設） L=190m	佐渡市	
		下川茂1号線（改良舗装） L=323m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		上川茂4号線（改良舗装） L=110m W=4.0(5.0)m	佐渡市	

		下川茂23号線（改良舗装） L=694m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		三川1号線（改良舗装） L=3,000m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		三川8号線（改良舗装） L=300m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		赤泊1号線（改良舗装） L=3,000m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		赤泊2号線（法面保護） A=500 m ²	佐渡市	
		徳和1号線（改良舗装） L=3,600m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		徳和3号線（改良舗装） L=650m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		公共施設等適正管理推進事業（舗装打換）	佐渡市	
		主要地方道佐渡一周線工事に伴う市道改良工事負担金	新潟県	
	・橋りょう	道路メンテナンス事業 橋梁（補強・改修） N=18 橋	佐渡市	
	・その他	除雪機購入事業	佐渡市	
	林道	県単林道舗装事業（高野線） L=4,625m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		県単林道舗装事業（見立線） L=1,741m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		県単林道舗装事業（大高野線） L=500m W=3.0(4.0)m	佐渡市	

		県単林道舗装事業（達者線） L=500m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		県単林道舗装事業（高千線） L=600m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		県単林道舗装事業（中野坂線） L=600m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		県単林道舗装事業（出ル尾線） L=600m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		県単林道改良事業（国仲北線） L=100m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		県単林道改良事業（笠取線） L=40m W=4.0(5.0)m	佐渡市	
		県単林道改良事業（長沢線） L=20m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		県単林道改良事業（石名和木線） L=50m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		県単林道改良事業（後尾線） L=150m W=2.5(3.0)m	佐渡市	
		県単林道舗装事業（備付山線） L=1500m W=3.0(4.0)m	佐渡市	
		県単林道舗装事業（新保線） L=1000m W=3.0(3.5)m	佐渡市	

	過疎地域持続的 発展特別事業	公共交通活性化事業（佐 渡市全域） 内容：市内交通に関する調査検証、高齢者の外出支援や観光二次交通事業など、公共交通ネットワークの整備や利用促進等に係る佐渡市地域公共交通活性化協議会への負担金。 必要性・効果：公共交通の利便性向上及び利用促進、観光客の交通手段の確保、公共交通に対する意識の向上	佐渡市地域 公共交通活 活性化協議会	地域の実情に応じた公共交通体系の構築と利用促進に取り組むことで、持続可能な交通手段が確保される。
		自家用有償旅客運送事業 内容：公共交通空白域の解消や高齢、障害等による移動困難者の交通手段確保のためNPO法人等によるボランティア有償運送を進める。 必要性・効果：公共交通空白域の交通確保、移動困難者の交通手段確保	自家用有償 旅客運送協 議会	公共交通空白地域の移動困難者の交通手段が確保される。
		離島航空路確保対策事業 内容：本土との航空路線を再開するため、運航路線に関する調査検証、運航事業者への支援、利用者の運賃割引を実施する。 必要性・効果：現佐渡航空路の維持・確保、佐渡航空路利用者の利便性向上、利用者の負担軽減	佐渡市	通年観光、交流人口、企業誘致、島民の生活環境の向上、利便性など多岐にわたり大きな効果が見込まれる

		空港対策事業 内容：佐渡空港拡張整備及び大都市圏への航空路線開設に係る推進を図る。 必要性・効果：島民の安全安心の確保、産業の活性化	佐渡市	通年観光、交流人口、企業誘致、島民の生活環境の向上、利便性など多岐にわたり大きな効果が見込まれる。
		航路対策事業 内容：佐渡航路の利用促進を図るため、運賃低廉化及び利用促進事業を実施するとともに、航路の維持・安定化に資する設備更新を実施する。 必要性・効果：航路の維持、観光振興、利便性向上及び利用促進、利用者の負担軽減	佐渡市	有人国境離島の航路運賃を低廉化することで、持続的な居住環境が整備される。
		基金造成事業(交通施設の整備、交通手段の確保) 内容：航空路の整備又は維持、航路の充実及び活性化、公共交通体系の維持及び整備等を図り、将来に渡り持続可能な交通手段の維持、確保、整備のための基金を造成する。 必要性・効果：公共交通の利便性の向上、地域経済の活性化	佐渡市	特別事業の財源として複数年度にわたり活用する。

		生活交通等確保対策事業 内容：交通弱者の移動手段を確保するとともに、地域の実情に応じた公共交通を推進する。高齢者の免許返納を推進し、事故の抑制を図るとともに交通手段の確保を進める。 必要性・効果：交通事故の抑制、効率的な運行、持続可能な交通体系の確立	佐渡市	地域公共交通であるバス交通網を維持することで、交通弱者の移動手段が持続的に確保される。
		新幹線対策事業 内容：二つの新幹線（上越新幹線及び北陸新幹線）を活用した観光誘客や交流人口の拡大に向け、情報発信や交通アクセスの利便性向上を図る。 必要性・効果：誘客・航路利用促進	佐渡市	北陸新幹線の整備促進を図ることで、観光誘客や交流人口の拡大に繋がる。
		空港拡張整備促進事業 内容：島民が安心して生活できる環境を整備し、重要な生活交通を担う離島航空路の充実を図るための佐渡新航空路開設促進協議会への負担金。 必要性・効果：離島である佐渡と本土との交通体系の確立、地域経済の拡大、島民の生活安定並びに福祉の向上	佐渡新航空路開設促進協議会	通年観光、交流人口、企業誘致、島民の生活環境の向上、利便性など多岐にわたり大きな効果が見込まれる

		新モビリティサービス推進事業（タクシー配車システム導入支援事業） 内容：複数のタクシー会社の配車業務を集約し、迅速かつ効率的な配車により利用者の利便性を向上させる。 必要性・効果：人材不足や配車コスト削減に向けて共同配車体制の整備に取り組む事業者を支援する。	佐渡市	配車業務を集約すること、配車コストの削減、複数社の車両を集中管理することで、迅速な配車が可能となり、利便性向上が見込まれる。
		航空路運賃低廉化事業 内容：佐渡航空路の利用促進を図るため、運賃低廉化及び利用促進事業を実施するとともに、航空路の維持・安定化に資する設備更新を実施する。 必要性・効果：航空路の維持、観光振興、利便性向上及び利用促進、利用者の負担軽減	佐渡市	有人国境離島の航空路運賃を低廉化することで、持続的な居住環境が整備される。

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備・管理については、佐渡市公共施設等総合管理計画に定める基本的な方針との整合を図りながら、適切な管理や有効な活用を図っていく。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本市の水道事業は、平成28年度に上水道4箇所、簡易水道40箇所を一つに統合し、水道事業として経営を一本化した。そのほとんどが昭和30年～50年代に設置された水道施設であり、老朽化した施設が多く、更新の時期を迎えている。

また、給水人口、事業収益が減少する一方、一般会計からの繰入金が増加傾向にあり、財政運営の健全化が求められている。

本市の特徴として、離島であり周囲の沿岸には集落ごとに小規模な水源及び浄水場が点在しているとともに、水道の基盤強化策である隣接市町村との広域化もできず維持管理面、経営面、防災面において不利な条件となっている。

イ 污水处理施設

本市の公共下水道の整備状況は、令和元年度末で普及率64.8%、公共下水道の接続率は64.2%にとどまっている。

引き続き、生活環境の向上と佐渡の美しい自然を守るためにも污水处理施設の整備が必要であり、下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換に向けた啓蒙普及活動を実施し、水洗化率の向上を図る必要がある。

また、公共下水道や漁業集落排水施設において、一部設備更新の時期を迎えている。

ウ 廃棄物処理等

令和元年度の一般廃棄物の排出量は、22,126トンで減少傾向にあり、約8割近くを焼却している状況である。リサイクル率は18.6%であり向上が必要である。

ごみ焼却施設については、供用開始から23年が経過しており、施設の老朽化による大規模な修繕の必要がある。

エ 消防・救急・防災体制の整備

地域防災の要である消防団員の確保については、人口の減少と高齢化に加え日中不在等により極めて厳しい状況にある。特に市街地から離れた遠隔地にその傾向が強く、消防車到着までの初動体制の遅れと被害の拡大が懸念される。

自主防災組織の自主性と実践力を高め、活動の幅を広げられるよう、ソフト、ハード両面での支援強化が必要である。

オ 公営住宅

社会的格差の拡大に応じて、住宅困窮者の増加が予想される。また、既存の公営住宅の管理戸数が多く、老朽化も著しいため、将来にわたり維持することは、財政負担が過大である。

カ その他

自然環境の保全と生活環境の整備を地域において調和のとれた形で推進を図る必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

- 住民の水需要に対応するため、将来に渡り安全で安心な水道水の安定供給に努める。
- 老朽化した水源・浄水・配水施設及び導・送・配水管の計画的な更新を図るとともに、水需要に合わせた水道施設の統廃合を推進し、安全な水道水の安定供給に努める。
- 中長期的な視点に立ち、経営の効率化を図り、経営基盤を強化する。

イ 汚水処理施設

- 公共下水道事業は、令和10年度の概成を目標として整備促進に努める。
- 水洗化率の向上に向けた啓蒙普及活動を実施し、国の交付金事業を活用しながら公共下水道及び集落排水事業の対象外地域においても合併処理浄化槽への転換を促進する。
- 設備更新が必要となる公共下水道や漁業集落排水施設において、ストックマネジメント計画等に基づく設備更新事業を進め、汚水処理施設の機能保全及び維持管理の適正化を図る。

ウ 廃棄物処理等

- 3R運動（リデュース、リユース、リサイクル）の推進とごみの分別収集の普及啓発を強化し、ごみの排出量を削減する。
- し尿の収集運搬委託業者との調整会議を重ね、業者の統廃合計画及び代替業務の検討を進める。

エ 消防・救急・防災体制の整備

- 消防力強化のベースとなる消防施設の整備については、防火水槽、消火栓並びに機械器具置場等の建設を進め地元防災力を強化するほか、同時に消防車や小型ポンプをはじめとする活動用資機材の整備充実を図り、機動力と現場対応力の強化を図る。
- 機械力の増強と軽量化を図るとともに、消防団員の確保に努め、消防団経験者や女性の登用、事業所などにおける自衛消防組織の設置・育成の強化を図る。
- 地域防災リーダーのスキルアップ研修を行い、地域内訓練等「自助・共助」の機能を発揮できるよう地域防災力の強化を図る。

オ 公営住宅

- 適正な公営住宅管理戸数を維持するため、将来計画の策定、建替工事による複数団地の集約化及び改修工事等を推進する。

カ その他

○住みよい生活環境、環境にやさしい島づくりを推進するため、河川改修・街なみ整備、急傾斜地の整備等を図る。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主 体	備考
5 生活環境の整備	水道施設 ・上水道	両津・新穂・畑野・真野地区浄水場等整備事業 浄水場・配水池等更新及び改良	佐渡市	
		相川・佐和田・金井地区浄水場等整備事業 浄水場・配水池等更新及び改良	佐渡市	
		両津・新穂・畑野・真野地区老朽管等整備事業 導・送・配水管等更新及び改良	佐渡市	
		相川・佐和田・金井地区老朽管等整備事業 導・送・配水管等更新及び改良	佐渡市	
		小木・羽茂・赤泊地区老朽管等整備事業 導・送・配水管等更新及び改良	佐渡市	
		両津・新穂・畑野・真野地区水源施設等整備事業 水源施設等新設及び更新	佐渡市	
	・簡易水道	西三川・真野南部簡易水道整備事業 配水管布設、浄水設備、電気計装設備	佐渡市	
		他事業関連配水管等布設事業 導・送・配水管等布設	佐渡市	

	下水処理施設 ・公共下水道	公共下水道事業 汚水管渠布設（面整備） A=79.75ha 雨水管渠布設（浸水対策） A=26.6ha 浄化センター設備ほか 改築更新 汚泥集約施設ほか 新設等 マンホールトイレ整備 処理場施設ほか 耐震補強等	佐渡市	
		特定環境保全公共下水道事業 小木・羽茂処理区統合 接続管渠整備 L=0.5km 中継ポンプ場 N=1箇所 浄化センター設備ほか 改築更新	佐渡市	
	・その他	漁業集落排水事業 浄化センター設備ほか 改築更新	佐渡市	
		合併処理浄化槽整備事業（両津地区） 5人槽 25基 7人槽 10基他	佐渡市	
		合併処理浄化槽整備事業（相川地区） 5人槽 15基 7人槽 5基他	佐渡市	
		合併処理浄化槽整備事業（佐和田地区） 5人槽 20基 7人槽 5基他	佐渡市	
		合併処理浄化槽整備事業（金井地区） 5人槽 20基 7人槽 5基他	佐渡市	

		合併処理浄化槽整備事業（新穂地区） 5人槽 10基他	佐渡市	
		合併処理浄化槽整備事業（畑野地区） 5人槽 20基 7人槽 5基他	佐渡市	
		合併処理浄化槽整備事業（真野地区） 5人槽 10基他	佐渡市	
		合併処理浄化槽整備事業（小木地区） 5人槽 10基他	佐渡市	
		合併処理浄化槽整備事業（羽茂地区） 5人槽 15基他	佐渡市	
		合併処理浄化槽整備事業（赤泊地区） 5人槽 5基他	佐渡市	
	廃棄物処理施設 ・ごみ処理施設	佐渡クリーンセンター灰出設備等整備工事	佐渡市	
		佐渡クリーンセンター延命化工事（基幹的設備工事）	佐渡市	
	消防施設	耐震性貯水槽整備事業	佐渡市	
		機械器具置場整備事業	佐渡市	
		消防車両・小型動力ポンプ購入事業	佐渡市	
		消火栓整備事業	佐渡市	
		旧相川消防署解体工事	佐渡市	
		高千消防庁舎建設工事	佐渡市	
		防火水槽補修工事	佐渡市	
		消防施設撤去工事	佐渡市	
		消防施設改修工事	佐渡市	
		消防救急デジタル無線システム事業	佐渡市	

	公営住宅	新穂地区公営住宅建替え事業 井内第1住宅、馬場第1住宅、馬場第2住宅、潟上第1住宅を井内住宅に集約する。 (H30 から継続事業)	佐渡市	
		相川地区栄町住宅大規模修繕 1棟12戸 3棟修繕	佐渡市	
	過疎地域持続的発展特別事業	防災対策事業 内容：自主防災組織の活動経費の補助及び地域防災リーダーのスキルアップ研修等を行う。 必要性・効果：地域防災力の強化、防災意識の醸成	佐渡市	自主防災組織の強化を図り、減災対策に継続的に取り組める組織を育成する。
		基金造成事業（生活環境の整備） 内容：島内住民が安心安全な日常生活を送れるように環境整備を実施するための基金を造成する。 必要性・効果：生活環境及び自然環境の向上	佐渡市	特別事業の財源として複数年度にわたり活用する。
		空家対策事業 内容：管理不全空家及び特定空家等の解消。 必要性・効果：地域住民の生命・身体及び財産の保護、生活環境の確保	佐渡市	管理不全空家及び特定空家等の解消に努め、地域住民の安心・安全及び生活環境の確保を図る。

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備・管理については、佐渡市公共施設等総合管理計画に定める基本的な方針との整合を図りながら、適切な管理や有効な活用を図っていく。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉

近年、社会情勢の変化に伴い女性の社会進出機会の増大、就労形態の多様化、核家族化、離婚の増加等により児童をとりまく環境が大きく変化し、求められる保育サービスも多様化している。市民のニーズに対応するためには、長時間保育や障がい児保育等の保育サービスの充実や、児童福祉施設の積極的な整備が望まれる。

イ 高齢者福祉

本市の老年人口比率（65歳以上の人口割合）は、令和2年10月現在で42.5%（新潟県：「高齢者の現況」より）と全国（28.7%）や新潟県（33.0%）を大きく上回っている。さらに今後とも少子高齢化が進むことが予想され、高齢化率は増加の一途をたどっている。

高齢化率の増加により、介護が必要となる高齢者の割合が高くなることから、福祉関連施設の充実とともに介護現場の人材不足の解消など、在宅介護を支えるための地域支援体制の確立を図る必要がある。

ウ 障がい者福祉

本市の障がい者数は、令和3年4月現在で身体障がい者2,578人、知的障がい者610人、精神障がい者568人（自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は997人）となっている。

障がい福祉サービス事業所等の施設整備等を進めているが、更なるサービスの拡充が求められており、地域生活支援体制の整備が必要である。

特に、精神障がい者、発達障がい者等の施策が不足しており、支援体制の確保が求められている一方、障がい者の社会参加を促進するための雇用や就労の場の確保が必要である。また、地域生活の支援のため、障がい者施設・グループホーム等障がい福祉サービスの基盤整備が求められている。

加えて、社会資源に限られるなかで、障がい者の生活を地域全体で支える共生社会を実現するため、障がい者団体やボランティア団体等の育成を図り、連携、協働して障がい者の自立と社会参加を推進することが必要である。

エ 地域福祉

高齢化や人口減少等が進行し集落運営が困難になるなど、地域コミュニティの弱体化が進んでいる中、ひとり暮らしの高齢者、障がいがあり生活の自立や社会参加のために支援を必要とする人、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、何らかの手助けや支援を必要としている人たちが増えている。

これらの手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題を、高齢者や障がいのある人、子どもといった対象者ごとではなく、自分たちが住んでいる地域

において、市民一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう、みんなで暮らしやすい地域づくりを進めることが必要である。

本市においては、地域住民、福祉事業者等がそれぞれ役割を担い、関係機関と連携しながら地域福祉の推進に努めている。

オ 地域保健

本市の令和元年の出生数は247人、出生率（人口千人当たり）は4.7と年々減少し、新潟県全体と比較しても低い。核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化している。

市民の死亡原因のうち三大成人病が上位を占め、その死亡率は新潟県全体と比較しても高い。

国民健康保険加入者の医療費の状況では40歳代、50歳代の糖尿病、虚血性心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患等生活習慣病の占める医療費は、過去3年間、ほぼ横ばいである。しかし、40歳代は一人当たりの医療費が年々増加している。

令和元年度の特健診・人間ドックを合わせた受診者数は5,809人、受診率は54.1%であった。新潟県平均値より高い状況となっているが、40、50歳代の男性の受診率は30～40%台と低い。

健診結果から見た健康状況は、受診者の22.8%がメタボ基準該当である。予備群を含めると3割となり、男性の予備群該当・基準該当が各年代で4割以上と高くなっている。特に40歳代の男性では5割近くが該当している。

40歳代、50歳代の健康課題が懸念されるため、生活スタイルや食事など家族ぐるみで取り組める生活習慣改善に向けた対策が必要である。

(2) その対策

ア 児童福祉

- 女性の社会進出や核家族化、就労形態の多様化など環境の変化に対応した児童福祉施設の充実を図り、子どもを安心して生み育てる環境づくりを推進する。
- 人口減少や施設の老朽化などに応じた保育園の統廃合や施設整備を計画的に進める。
- 多様化する保育ニーズに合わせ、乳児保育や長時間保育、学童保育、障がい児保育などを積極的に取り入れ、保育サービスの拡充を図る。

イ 高齢者福祉

- 高齢者が住み慣れた地域において居宅での日常生活を安心して継続的に営むことができるよう、身近な地域で提供するサービス基盤の整備を図る。
- 在宅生活が困難な方への支援として、民間活力導入による施設整備を推進し、併せて、在宅・施設サービスを支える介護人材の確保と質の向上を図る。
- 高齢者の持つ豊かな経験と知識・技術等を活かして地域社会で活躍できる仕組みづくりを支援し、地域住民が支え合い、活力ある地域社会が形成されるよう推進する。
- 認知症等を正しく理解する取組み、高齢者の生活を地域で支える環境の整備、在宅生

活を支えるサービス等の充実を図る。

- 医療・介護・福祉連携体制を整備し、切れ目のないサービスを提供するとともに、保健・医療・福祉の専門職等とのネットワークの構築を図る。

ウ 障がい者福祉

- 障がい者が安心して地域社会の中で生活できるよう、道路、公園、交通機関をはじめ、公共施設のバリアフリー化を進め、車いすなどでも安心して移動できる、障がい者の利用に配慮された環境づくりを進める。
- 障がい者が地域で自立した社会生活を送るため、日中活動の場などの施設整備拡充と在宅サービスの充実に努め、障がい者が安心して暮らせる環境づくりを推進する。
- 働く意欲のある障がい者が適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、関係機関との連携を図り、雇用の確保や技能修得の支援等の就労環境の整備に努める。
- 障がい者団体や保護者団体、ボランティア団体等の育成・強化を図る。
- 障がい者の地域移行を進めるため、生活拠点となるグループホーム等の福祉施設など確保する等、障がい者の地域での生活を支援する暮らしの場の確保を目指す。

エ 地域福祉

- 地域福祉計画に基づき、誰もが安心して地域で自立して生活できるよう、お互いに地域で助け合い、市民と行政、社会福祉協議会、福祉事業者、ボランティア、NPO、各種団体等の協働により、必要な福祉サービスを受けることができる地域社会の支援体制の整備を図る。
- 保健・医療・福祉の連携による地域福祉の充実と地域コミュニティの形成に努める。
- 地域福祉を推進するため、行政と地域住民とのパイプ役として民生委員・児童委員活動は重要であるので、更なる充実を図る。
- 社会福祉協議会や関係機関、ボランティア団体、NPOなどの育成強化と市民への啓発活動を行うとともに、地域における福祉活動を支援し、地域福祉の実現を図る。

オ 地域保健

- 妊娠、出産期の子育て世帯や、子どもの健やかな成長に向けて、子どもを産み育てやすい環境づくりのための事業を展開する。
- 保健事業の効率的、効果的实施を促進するため、一次予防、二次予防、三次予防のバランスの取れた事業を展開する。
- 健康増進支援のための基盤づくりを促進するため、生活習慣病の予防対策などの病気対策から元気づくりまで、地域住民を主体とした幅広い視野での事業を展開するための人材を養成し、さらに、行政、関係機関、団体が連携した人材育成を行う。
- 具体的目標を設定し、活動の成果を適切に評価してその結果を活用する。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主 体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉施設 ・ 保育所	統合保育園整備事業 両津地区統合保育園 設計、測量試験、本体 工事	佐渡市	
		公立保育園大規模改修事業 (相川地区) 稲鯨保育園	佐渡市	
		統合保育園整備事業 畑野地区統合保育園 設計、測量試験、本体 工事	佐渡市	
		統合保育園整備事業 佐和田地区統合保育園 設計、測量試験、本体 工事	佐渡市	
		公立保育園児童送迎バス 導入事業(両津・相川地 区)	佐渡市	
		保育園解体事業(相川地 区) 相川保育園 設計、本体工事	佐渡市	
	・ 児童館	児童館解体事業(両津地 区) ちのわの家	佐渡市	
	認定こども園	公立保育施設整備事業 相川地区保育園 用地取得、測量試験、 本体工事	佐渡市	

	高齢者福祉施設	高齢者施設等整備事業費補助事業 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護施設及び小規模多機能型居宅介護事業施設の施設整備の一部を助成	佐渡市	
	・老人ホーム	養護老人ホーム待鶴荘整備事業 オイルタンク改修工事設計、本体工事	佐渡市	
	障がい者福祉施設 ・障がい者支援施設	就労継続支援B型整備補助事業	佐渡市	
	過疎地域持続的発展特別事業	介護老人福祉の人材育成・確保事業 内容：市内の介護福祉施設に就職した方への支援、各資格取得に必要な経費等の一部を助成する。 必要性・効果：介護現場の人材不足解消及び雇用の場の確保	佐渡市	介護施設職員を継続して支援することで、介護サービスの確保が図られる。
		子どもの居場所創設事業 内容：親子や親同士、子ども同士が気軽に集える場を設置する。 必要性・効果：子育てに対する不安・負担の軽減、地域で子育てを支援する機運の醸成	佐渡市	地域住民による自主的な子育て支援により、持続可能な地域づくりが図られる。

		高齢者生活支援事業 内容：高齢者自身の生活支援を行うことで在宅生活の支援をする。 必要性・効果：高齢者の自立支援、高齢者福祉体制の確立、住み慣れた地域でいきいきと生活できる環境づくりの推進	佐渡市	高齢者の自立支援、高齢者福祉体制の確立、住み慣れた地域でいきいきと生活できる環境づくりが推進される。
		障害者外出支援事業 内容：障害者の通院・通所に係る交通費等の外出支援を行う。 必要性・効果：より社会参加しやすい環境の整備	佐渡市	障がい者の移動の円滑化を図り、より生活しやすい、より社会参加しやすい環境を整備する。
		高齢者住宅整備費 内容：高齢者等の住宅改修をする経費に対して補助金を交付する。 必要性・効果：高齢者等の住環境整備	佐渡市	高齢者等が住みなれた住宅で安心して生活できるよう住環境の整備が図られる。
		介護施設等居住費助成事業 内容：低所得者が施設入所、短期入所でユニット型個室を利用及び認知症対応型グループホームを利用した場合に、居住費等の一部を助成する。 必要性・効果：利用者負担の軽減、施設入所待機者の解消	佐渡市	低所得者の経済的負担を軽減することで必要なサービスが提供され、施設入所待機者の解消が図られる。

		基金造成事業（子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進） 内容：子育てがしやすい環境を整備するとともに、高齢者や障害者等が生きがいを持ち、健康的な生活を送れるよう、島内の保健及び福祉を向上させるための基金を造成する。 必要性・効果：健康の維持、福祉の向上、地域の活性化	佐渡市	特別事業の財源として複数年度にわたり活用する。
		子ども若者相談事業 内容：支援を必要とする、妊婦及び妊娠期から３９歳までの子ども若者に対して、子ども・若者・家庭に関する総合相談援助・調整等の支援体制の整備を図る。 必要性・効果：発達段階に応じた支援体制の整備、子ども若者の健やかな成長・発達	佐渡市	継続的に支援することで、未来を担う子ども・若者の健やかな成長が保たれる。
		温泉等入浴施設での健康増進事業 内容：入浴施設で主に高齢者の健康増進、フレイル状態を予防する健康教室、健康相談などを運営者の協力のもと実施。 必要性・効果：住民の健康増進、子育て支援及び地域コミュニティづくりの支援	佐渡市	健康寿命を延伸すすためには、医療や介護の制度だけでなく身近な施設の活用することにより高齢者であっても、健康で暮らすことが益々重要となる。

		健康づくり事業 内容：健康推進員による各地域に沿った形での健康づくりに関する研修会等を実施する。 必要性・効果：市民による自発的活動の活発化、健康意識の増加	佐渡市	地域住民が主体となった取組みで、健康や生活習慣病予防に対する意識の高揚を促進する。
		在宅介護支援センター運営費 内容：地域の高齢者及びその家族の実態把握、相談、及びニーズに応じた支援等を社会福祉法人に委託する。 必要性・効果：高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための福祉の向上	佐渡市	住み慣れた地域に相談機関を整備することで、高齢者が安心して暮らすための支援体制の充実が図られる。
		老人福祉事業（地域医療・介護・福祉提供体制協議会負担金） 内容：一体的な医療及び介護・福祉サービスの提供を行える体制構築を推進する佐渡医療・介護・福祉提供体制協議会負担金。 必要性・効果：医療・介護・福祉体制の充実	佐渡市	市民が将来に渡って住み慣れた環境で安心して生活できるよう医療・介護・福祉体制の充実が図られる。
		障害者医療費助成事業 内容：精神障害者に対し医療費を助成する。 必要性・効果：障がいの原因となる疾病の予防と治療、進行防止等への経済的負担の軽減	佐渡市	障がいの原因となる疾病の予防と治療、進行防止等への経済的負担を軽減する。

		地域生活支援事業 内容：障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施する。 必要性・効果：障がい者等の福祉の増進	佐渡市	障がい者等の福祉の増進を図るとともに、全ての人が安心して生活できる地域社会の実現に寄与する。
		放課後児童健全育成事業 内容：就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する。 必要性・効果：放課後等の児童の安全確保及び健全育成	佐渡市	保護者の就労と子育ての両立を支援することで、働きやすい環境の整備が図られる。
		ひきこもり支援事業 内容：家族や当事者からの相談対応や自宅以外の居場所を提供する。また、当事者会等を通じて、同じ悩みをもつ家族や他者との交流を図る。 必要性・効果：就労や受診といった当事者に必要とされる社会資源に繋げやすくなる。	佐渡市	当事者やその家族が抱える多様な相談対応や福祉的支援といった必要な社会資源と結びつけることに寄与する。

		高齢者いきいきお出かけ 応援事業 内容：高齢者の市内旅行における貸切バスの運賃の一部を支援する。 必要性・効果：高齢者の閉じこもり防止を図り、社会参加の促進と生きがいを推進し、健康寿命の延伸につなげる。	佐渡市	高齢者の団体での外出を支援することにより、参加者間の交流を促し、社会的孤独感の解消と閉じこもり防止を図る。
		放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ運営業務委託) 内容：放課後児童クラブ(学童保育)の運営業務を民間事業者へ委託する。 必要性・効果：民間事業者の運営ノウハウを活用することで、子どもたちが放課後を有意義に過ごすことができ、また豊富な研修により支援員の資質向上に繋がる。	佐渡市	安定した運営により放課後の児童の安全を確保し、保護者の就労を支援する。
		出産・子育て応援事業 内容：妊娠届出時より妊婦や低年齢期の子育て家庭に寄り添い、身近な伴走型支援と経済的支援を合わせて、全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう支援する。 必要性・効果：全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境の整備	佐渡市	妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型支援と経済的支援を行うことで、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境が整備される。

	その他	放課後児童健全育成事業 児童クラブ新規開設 (加茂)	佐渡市	
		児童クラブ送迎用バス購 入事業（佐和田地区）	佐渡市	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備・管理については、佐渡市公共施設等総合管理計画に定める基本的な方針との整合を図りながら、適切な管理や有効な活用を図っていく。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市には、令和3年4月1日現在で5つの病院と一般診療所が40施設、歯科診療所が21施設あり、中核病院の佐渡総合病院を中心に医療提供体制を構築している。

医師・看護師等の医療従事者が慢性的に不足し、高齢化も顕著なことから、医療施設の縮小化が図られるなど、地域医療を維持していくことが極めて困難な状況にあり、人材確保が喫緊の課題となっている。

(2) その対策

○「佐渡地域医療構想調整会議」や「佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会」

で佐渡医療圏域内のあるべき姿を検討し、介護・福祉施設との連携を含め、市内の医療提供体制の維持や確保を図る。

○医師・看護師等の医療技術者の確保については、新潟県と連携して取り組むとともに、市内での就業・定着支援や医療技術者をを目指す学生に対して奨学資金の貸与を行うなど、幅広くかつ継続して対策を講じる。

○老朽化する医療施設の整備を行うとともに、医療機器を年次的に更新し、高度医療の確保、充実を図る。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主 体	備考
7 医療の確保	診療施設 ・ 病院	新両津病院建設事業 地域に必要な病院を維持するための移転新築	佐渡市	
		医療機器整備	佐渡市	
	・ 診療所	医療機器整備 (小木・赤泊・松ヶ崎)	佐渡市	
	過疎地域持続的 発展特別事業	医師・看護師確保対策 内容：医師・看護師確保へ向けて、研修医（特別枠）に対する支援、医師募集広告の掲載、看護師養成校への訪問や就職ガイダンス参加等積極的に取り組む。 必要性・効果：安定した医療体制、医療技術者の確保等	佐渡市	医療技術者を継続して確保することで、地域医療の確保が図られる。

		休日急患センター運営事業 内容：休日急患センター運営業務の委託事業を行う。 必要性：救急医療体制の充実、休日における一次救急医療の確保、二次救急医療を担う医療スタッフの負担軽減	佐渡市	市内における医療提供体制を維持することにより、安心安全な医療と暮らしを提供できる。
		看護師等就業定着支援事業 内容：U・Iターン看護職員等（看護師、准看護師、助産師、保健師）を確保し、医療技術者不足の解消を目的とした住居費等の補助を行う。 必要性・効果：看護師等の増加による医療職員の負担軽減、安全・安心な医療体制の構築	佐渡市	医療技術者を継続して確保することで、地域医療の確保が図られる。
		基金造成事業(医療の確保) 内容：医療技術者及び医療等の確保を図るための基金を造成する。 必要性・効果：持続可能な医療等の確保、安全・安心な地域づくり	佐渡市	特別事業の財源として複数年度にわたり活用する。

		特定不妊治療費助成事業 内容：特定不妊治療費助成を行い、治療者の経済的負担の軽減を実施する。 必要性・効果：治療者の経済的負担を取り除くことによる安心に暮らせる環境の整備	佐渡市	不妊で悩む治療者の負担を軽減することで少子化対策につながる。
		子どもの予防接種費用助成事業 内 容：子どもの健やかな成長のために、予防接種事業等の促進を図り、子育て世代を支援する。 必要性・効果：子育て世代の経済的負担軽減、子ども達が安心して暮らせる環境整備	佐渡市	子どもの健やかな成長から、将来の健康増進につながる。
		救急医療病院群輪番制運営事業 内容：夜間休日の入院治療を必要とする重症患者の医療提供を確保するため、病院群輪番制病院の運営に必要な給与費等を支援する。 必要性・効果：夜間休日問わず、緊急に医療が必要な際に利用出来る安全安心な地域の構築や医療支援体制の充実	佐渡市	市内における医療提供体制を維持することにより、安心安全な医療と暮らしを提供できる。

		子どものう蝕予防事業 内容：幼児から就学期において、フッ化物塗布・洗口による虫歯予防事業を実施する。 必要性・効果：より早い段階から継続した子どものむし歯予防を推進する。	佐渡市	歯の健康は、将来の心と体の健康につながる。
		妊娠・出産支援事業 内容：健診やセミナー、医療費等について、妊娠期から支援を行う。 必要性・効果：健やかに妊娠期を過ごせる、安全・安心な出産の推進	佐渡市	子育てしやすい環境を整えことで、少子化対策につながる。
		診療所運営・補助事業 内容：地域に必要な公的診療所や無医地区及びそれに準じる地区の各診療所の維持管理・運営を支援する。 必要性・効果：地域医療の確保、安心安全な医療提供体制の構築	佐渡市	市内における医療提供体制を維持することにより、安心安全な医療と暮らしを提供できる。
		病院補助事業 内容：市内の中核病院として位置づけられている公的病院に対して、運営費用や機器購入の一部を助成する。 必要性・効果：地域医療の確保、安心安全な医療提供体制の構築	佐渡市	市内における医療提供体制を維持することにより、安心安全な医療と暮らしを提供できる。

		医療・介護・福祉の連携事業 内容：市内の医療・介護・福祉施設が”連携”を図るためのツールである「さどひまわりネット」を有効利用し、その運営を支援する。 必要性・効果：”連携”を図ることにより、佐渡全体で市民の健康を支えることができ、より良いサービスの提供にもつながる。	佐渡市	医療・介護・福祉の連携体制の構築は、市民の健康的な生活の支えとなることができる。
		子どもの医療費助成事業 内容：子育て世帯の医療負担軽減を目的に、子どもの18歳到達後の最初の3月31日までの医療費の一部及び入院に係る医療費全額を助成する。 必要性・効果：医療費の助成は、子育て世帯の経済的負担軽減につながる。	佐渡市	子どもの18歳到達後の最初の3月31日までの医療費を助成し、子育て世代の医療負担を軽減している。
		妊産婦医療費助成事業 内容：妊産婦の疾病の早期発見と早期治療及び負担を軽減することで、安心して出産を迎えられるよう医療費の一部を助成する。 必要性・効果：安心して出産を迎えられる環境及び経済的負担軽減につながる。	佐渡市	子育てしやすい環境を整えことで、少子化対策につながる。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備・管理については、佐渡市公共施設等総合管理計画に定める基本的な方針との整合を図りながら、適切な管理や有効な活用を図っていく。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育関連施設

市内の小・中学校数は、小学校22校、中学校13校であるが、過疎化による児童生徒数の減少が続いている。

児童生徒数は平成23年度4,224人に対し、令和3年度3,232人で、992人の減少となっており、この現象は今後も続く見込みである。

また、小中学校の殆どが小規模校であり、複式学級の解消が見込めない学校も多く、老朽化した学校施設が散在している。これらの統廃合と長寿命化等を計画的に実施し、今後、急速に変化し予測困難な社会において、子どもたちが自立的に生き、社会形成に参画するために求められる資質・能力をより一層確実に育成するための教育環境を整備する必要がある。

イ スポーツの振興

社会生活が多様化する中で、体力の減退や精神的負担の拡大に伴う健康障害などが現れ、市民の健康管理に対する関心が高まっている中で、誰もがスポーツ・レクリエーション活動を気軽に楽しめる機会の提供が望まれている。

また、市内の各地区の体育施設の老朽化に伴う、体育施設の改修が必要である。

ウ 集会施設

個人の価値観やライフスタイルの変化に伴い、住民の地域における連帯意識や郷土愛が薄れてきている。地域づくりはもちろん地域の交通安全、防災、教育、福祉などは住民相互の連携と協力なしでは解決できない問題であり、コミュニティ活動の拠点として集会施設の整備を行うとともに、地域活動等を活性化する必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育関連施設

- 老朽化した学校施設の長寿命化等を図るとともに教育環境の整備を進める。
- 「確かな学力の育成」「豊かな人間性や社会性の育成」「健康増進・体力向上」「キャリア教育の推進」「教育環境の整備」等に取り組む。
- 新しい学校経営のあり方を視野に入れた本市の学校再編等を検討するため、地域懇談会、市民説明会、パブリックコメントを実施する。

イ スポーツの振興

- 公式競技会、大型のスポーツ大会を積極的に誘致・開催して、スポーツへの関心を高める。
- また、誰もが気軽に楽しめる環境を整えるため、老朽化した体育施設の整備をする。

ウ 集会施設

○住民相互の連携と協力が必要となる地域住民の自主的・主体的な活動を推進するとともに、地域活動の拠点として集会施設を整備する。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振 興	学校教育関連施設 ・校舎	加茂小学校校長寿命化整備費 (校舎)RC造3階建て 3,702 m ² (体育館)S造 896 m ²	佐渡市	
		旧小木小学校校舎解体事業 校舎解体工事 一式 敷地整備工事 一式	佐渡市	
		佐和田中学校校長寿命化整備費 (校舎)RC造3階建て 4,846 m ² S造 896 m ²	佐渡市	
		両津中学校校長寿命化整備費 (校舎)RC造3階建て 2,797 m ²	佐渡市	
		二宮小学校校長寿命化整備費 (校舎)RC造3階建て 2,388 m ² (体育館)S造 816 m ²	佐渡市	
		河原田小学校校長寿命化整備費 (校舎)RC造3階建て 4,345 m ² (体育館)S造 1,573 m ²	佐渡市	
		羽茂小学校校長寿命化整備費 (校舎)RC造3階建て 3,678 m ² (体育館)RC造 1,561 m ²	佐渡市	
		松ヶ崎小学校校長寿命化整備費 (体育館)S造 563 m ²	佐渡市	

		高千小学校長寿命化整備費（校舎）RC 造 3 階建て 2,670 m ² (体育館)S 造 1,125 m ²	佐渡市	
	・屋外運動場	真野中学校グラウンド改修工事 1,983 m ²	佐渡市	
		羽茂小学校グラウンド改修工事 6,367 m ²	佐渡市	
		両津小学校グラウンド改修工事 8,462 m ²	佐渡市	
	・教職員住宅	羽茂教職員住宅解体費 5 棟 10 戸 505 m ²	佐渡市	
	・水泳プール	畑野小学校プール改修工事 管理棟 134 m ²	佐渡市	
	・スクールバス・ボート	スクールバス購入（両津吉井小・両津中学校） 33 人乗 1 台	佐渡市	
		スクールバス購入（松ヶ崎小中学校） 14 人乗 1 台	佐渡市	
		スクールバス購入（金井小学校） 14 人乗 1 台	佐渡市	
		スクールバス購入（内海府小学校） 14 人乗 1 台	佐渡市	
		スクールバス購入（金井小学校） 33 人乗 1 台	佐渡市	
		スクールバス購入（畑野小学校） 33 人乗 1 台	佐渡市	

		スクールバス購入（畑野小学校） 14 人乗 1 台	佐渡市	
		スクールバス購入（真野小学校） 14 人乗 2 台	佐渡市	
		スクールバス購入（南佐渡中学校） 14 人乗 2 台	佐渡市	
		スクールバス購入（内海府小学校） 8 人乗 1 台	佐渡市	
		スクールバス購入（真野小学校） 8 人乗 1 台	佐渡市	
		スクールバス購入（前浜小学校） 25 人乗 1 台	佐渡市	
		スクールバス購入（真野小学校） 33 人乗 1 台	佐渡市	
		スクールバス購入（相川小学校） 25 人乗 1 台	佐渡市	
		スクールバス購入（相川小学校） 33 人乗 1 台	佐渡市	
		スクールバス購入（新穂小学校） 14 人乗 1 台	佐渡市	
	・給食施設	給食配送車購入（赤泊学校給食センター） 1 台	佐渡市	
		給食配送車購入（相川学校給食センター） 1 台	佐渡市	
		給食配送車購入（佐和田学校給食センター） 2 台	佐渡市	
		給食配送車購入（国仲学校給食センター） 4 台	佐渡市	

		相川学校給食センター吸 排気ファン更新	佐渡市	
		国仲学校給食センター空 調設備改修	佐渡市	
		国仲学校給食センター蒸 気ボイラー入替	佐渡市	
	幼稚園	あいかわ幼稚園解体費 木造 平屋建て 487 ㎡	佐渡市	
	集会施設・体育 施設等 ・集会施設	両津公民館解体費 RC 造 4 階建 2,255 ㎡	佐渡市	
		佐渡中央文化会館整備事 業 RC 造および S 造 地 下 1 階、地上 2 階 5,747 ㎡	佐渡市	
		佐渡島開発総合センター 整備費 RC 造一部 S 造 4 階建 2,321 ㎡	佐渡市	
		金井コミュニティセンタ ー調理室新設工事事業	佐渡市	
	・体育施設	赤泊多目的グラウンド照 明設置事業	佐渡市	
		佐和田野球場三塁側防球 ネット設置事業	佐渡市	
		金井野球場本部席設置事 業	佐渡市	
		赤泊テニスコート改修事 業	佐渡市	
		相川体育館改修事業	佐渡市	
		小木 B&G 海洋センター 体育館棟改修事業	佐渡市	
		小木 B&G 海洋センター プール棟改修事業	佐渡市	
		佐渡市陸上競技場第 3 種 公認更新事業	佐渡市	
	・図書館	さわた図書館移転事業	佐渡市	
		中央図書館整備事業	佐渡市	

		真野図書館整備事業	佐渡市	
	過疎地域持続的 発展特別事業	総合学習支援事業（キャリア教育） 内容：佐渡学学習（自然・歴史・文化・地域産業・伝統芸能等）・職業観育成（職業見学・体験等）への支援（講師謝礼、教材費等）など、学校ごとに特色あるテーマを設定し、地域人材を活用して、地域に根ざしたキャリア教育を推進する。 必要性・効果：社会的・職業的に自立し、佐渡が大好きで、佐渡に誇りをもち、佐渡に貢献しようとする子どもの育成	佐渡市	キャリア教育を通して郷土を愛し、貢献する児童生徒を育成する。
		遠距離通学支援事業 内容：遠距離通学児童生徒に対し、通学定期券又は通学費補助金を交付する。 必要性・効果：遠距離通学の支援、教育を受ける機会の確保	佐渡市	定期券や補助金の交付により、均等な学習機会の確保や保護者の経済的負担を軽減する。

		交流促進適応指導事業 内容：いじめ防止等の組織の適切な開催、心の健康チェックアンケートの実施、あいさつ運動プロジェクト、適応指導教室の設置運営、不登校児童生徒訪問指導員配置、心の教室相談事業等に取り組む。 必要性・効果：不登校児童生徒の学校復帰、不登校やいじめの未然防止	佐渡市	指導員等の配置により、不登校の改善やいじめを防止する。
		学習意欲向上プロジェクト事業 内容：数学と英語、読解力の指導力向上やより良い授業づくりの講座を開く。先進地への教員派遣研修等を行う。 必要性・効果：児童生徒の学力向上、教員の指導力向上	佐渡市	教員の研修等の実施により、教員の指導力向上を図り、児童生徒の学力向上を推進する。
		文化・体育活動補助事業 内容：小学校及び中学校の部活動及びクラブ活動において、指定された各種地区大会、県大会及びその上位大会へ児童・生徒が出場する場合にその経費の一部を補助する。 必要性・効果：市内小・中学校の児童及び生徒の教養及び体育の向上	佐渡市	児童生徒の体育の向上やジュニア選手の育成を支援する。

		スクールバス運行事業 内容：車両の運行委託、車両管理。 必要性・効果：：児童生徒の遠距離通学支援、安全な通学の確保	佐渡市	スクールバスの運行により、児童生徒の安全な通学を確保する。
		青少年育成活動事業 内容：青少年問題協議会や佐渡市青少年健全育成市民会議の開催や関連団体への活動支援を行う。 必要性・効果：地域で子育てを行う環境づくり、市民の青少年育成の意識の向上等、地域や家庭が連携した、社会全体で子育てに係わる意識の醸成	佐渡市	将来を担う青少年の健全な育成に寄与する。
		公民館活動推進事業 内容：親子学級や公民館講座を開催し、交流・学習の機会を作る。 必要性・効果：地域間の交流や世代間交流、市民の学習意欲の向上、市民の協働精神を醸成することによる地域の活性化、地域リーダーの育成	佐渡市	交流や学習を通じて人と人との交流や地域の活性化に寄与する。

		スポーツイベント開催事業 内容：全国から参加者を募るトライアスロン大会、マラソン大会、自転車イベント、水泳イベントの開催。 必要性・効果：交流人口拡大による地域の活性化、スポーツを通じた健康の維持増進	佐渡市	スポーツへの関心を高め、健康な心と体の構築を図る。
		基金造成事業（教育の振興） 内容：子どもの教育環境の整備・支援や地域住民も一体となった学習機会の創造を図るための基金を造成する。 必要性・効果：教育環境の向上、地域の活性化	佐渡市	特別事業の財源として複数年度にわたり活用する。
		離島交流事業 内容：中学生から全国離島交流中学生野球大会に参加していただき、他の離島との交流を図る。 必要性・効果：交流人口拡大による地域の活性化	佐渡市	離島との交流事業を行うことで、交流人口の拡大と情報交流を推進し、地域間交流の活性化を図る。
		部活動支援事業 内容：部活動指導員の配置に伴う謝礼・旅費、部活動改革検討懇談会の謝礼 必要性・効果：指導員の指導による技術の向上及び教職員の負担軽減、部活動の地域移行の検討	佐渡市	中学校に部活動指導員を配置し、教職員の負担軽減を図る。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備・管理については、佐渡市公共施設等総合管理計画に定める基本的な方針との整合を図りながら、適切な管理や有効な活用を図っていく。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市全域が過疎地域になっているが、地域的には市の周辺部や山間地域から若者を中心に、国中地域への人口移動が進んでいる。このため周辺過疎地域では、郷土芸能の伝承や共同作業ができないなどの、集落機能の低下が進んでいる。

また、本市は、年間1,000人規模で人口減少が進み、原因として、高校卒業後の進学先が少ないことから、進学による転出が著しい上に、卒業後に戻る若者が少ないことによる若年層の流出が大きな要因となっている。集落の活性化のためには、若年層の流出を中心とする社会減への対策が極めて重要である。

(2) その対策

- 地域資源を活用したコミュニティ活動を支援することにより、地域コミュニティの活性化を図る。
- 地域と大学等との連携や交流の推進、地域おこし協力隊などの外部人材の活用により、地域課題の解決や地域の賑わいの創出を図る。
- 過疎化や少子・高齢化により伝統芸能の継承や集落運営が困難になるなど、地域コミュニティの弱体化が進んでいるため、基金を造成して法失効後の活用も視野に、将来に渡り持続可能な集落内外の協働体制の仕組みづくりを推進し、地域力の向上につながる活動事業を支援する。
- 空き家等の情報提供、受入体制の整備など、U・Iターン希望者の多様なニーズに応じた支援策を充実させ、移住・定住者の増加を図る。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業	元気な地域づくり支援事業 内容：各支所及び行政サービスセンターで各地区の地域課題の把握を行い、地域活動支援員と連携して地域活動の支援をする。 必要性・効果：コミュニティの活性化、地域力の向上	佐渡市	地域住民による自主的な地域活動を支援することで、持続可能な地域づくりを図る。

		基金造成事業(集落の整備) 内容：地域力の向上につながる活動事業(地域社会の問題について地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していく取組など)を支援するための基金を造成する。 必要性：持続可能な集落内外の協働体制の仕組みづくりの推進	佐渡市	特別事業の財源として複数年度にわたり活用する。
		地域の活力再生事業 内容：地域活動支援員や地域おこし協力隊を地域住民と行政のつなぎ役として配置し、地域住民主体の地域づくり活動の機運醸成、コミュニティ活動の活発化を支援。 必要性・効果：コミュニティの活性化、地域力の向上	佐渡市	外部人材を活用することで、新たな視点からの地域の活性化を図る。
		域学連携地域づくり応援事業 内容：島外の大学生等の若い力を地域づくりに活かすため、島内での宿泊や交通手段などを支援し、長期フィールドワークや交流活動に繋げる。 必要性・効果：コミュニティの活性化、地域力の向上	佐渡市	集落の課題解決に向けて、地域と大学等との連携や交流を推進することで、持続可能な地域づくりを図る。

		佐渡島SDGs推進事業 内容：「人と自然の共生」を持続しつつ、人口減少・地域振興・暮らし・生きがい・健康福祉・教育・エネルギー・モビリティ・インフラなど現代の諸課題を解決できる地域社会の構築を目指す。 必要性・効果：連携・協力団体の支援を通じた地域課題の解決	佐渡市	連携・協力団体の支援を通じ、脱炭素化やSDGsのローカル化などを実践・加速させる。
		地域生活支援体制推進モデル構築事業 内容：支所・行政SCへのヒアリングや、地域住民への「御用聞き」を通じて地域の生活支援ニーズを把握し、ニーズに基づいた支援体制をモデル化する。 必要性・効果：域学連携を通じた地域の生活支援ニーズの把握、支援体制のモデル化	佐渡市	ニーズに基づいた支援体制をモデル化し、他の集落への応用や市の施策等への反映に役立てる。

		若者の活躍拠点づくり推進事業 内容：大学生をターゲットに企業とマッチングしたお試しワーキングの実施および旧ときわ館を若者の滞在拠点や佐渡進出企業のシェアオフィス、文化芸能の活動拠点として貸出し利活用する。 必要性・効果：市内事業所の働き手確保、若者の将来的な移住定住、伝統文化の継承	佐渡市	若者の就業機会の拡大と滞在拠点の整備によって交流人口を拡大し、移住定住と人材確保を促進する。
--	--	--	-----	---

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備・管理については、佐渡市公共施設等総合管理計画に定める基本的な方針との整合を図りながら、適切な管理や有効な活用を図っていく。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市には、能楽、人形芝居、鬼太鼓などの民俗芸能、祭礼行事、年中行事などの伝統文化も数多く、地域や学校、グループによる伝承活動も活発に行われているが、過疎化に伴う若者の減少により存続が危ぶまれているものも少なくない。

また、佐渡金銀山遺跡や神社仏閣等多くの文化財が各地に所在する。しかし、自然的事象や開発行為等により滅失する恐れもあり、また、島の特性を示すものでありながら、その価値に気づくことなく保存や活用の措置が執られていないものも少なくない。

(2) その対策

- 地域の自立を目指す文化活動の一環として、祭り、伝統行事等が伝承されるために必要な体制を住民と共に構築する。
- 受け継がれている伝統的で稀有な芸や匠の技を広く発信し、高等教育学校や研究機関との連携を図り保存につなげる。
- 国内、国外を問わず人材の派遣や、留学等を支援し、人的・物的交流を促進する。
- 文化財については、系統的に整理し、個々の特性を活かしながら保存と整備を促進するとともに、地域住民や民間組織等との協働により、その積極的な活用を図る。
- 佐渡の歴史・文化・自然に関する総合的な調査や研究を「佐渡学センター」が関係機関と連携を図りながら実施し、得た成果を地域学である「佐渡学」に活かしたり島外に広く発信したりする。
- 佐渡金銀山の世界遺産登録後を見据え、関連文化財等の調査・研究を強化するとともに、その保存・整備・活用を促進する。
- 佐渡金銀山の価値と魅力を国内外に周知するため、情報発信を推進する。
- 日本ジオパークに認定されている佐渡のジオパークを地域住民と共に保護・保全し、教育活動やジオツーリズムに活用しながら、元気な人づくり、持続可能な地域づくりを推進する。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 0 地域文化の振興等	地域文化振興施設等 ・その他	世界遺産史跡保存整備事業 世界遺産の構成資産となる国史跡の保存・活用整備	佐渡市	

		世界遺産建造物保存整備事業 世界遺産の構成資産となる国重要文化的景観や関連資産となる重要文化財建造物の保存・活用整備	佐渡市	
		伝統的建造物群保存地区調査・修理事業 修理、修景、復旧、調査、管理 宿根木地区・小木地区	佐渡市	
		遺跡佐渡国分寺跡整備事業 国分寺跡指定範囲追加範囲確認調査 1.0 式	佐渡市	
		埋蔵文化センター整備事業 収蔵庫・体験学習室・展示室・出土品整理作業場・書庫・事務室 宮川旧工場A棟の改修	佐渡市	
		埋蔵文化財発掘調査事業 県営圃場整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査 金井・両津・新穂地区	佐渡市	
		地域資源活用促進事業 (地域文化財・歴史的遺産活用事業) ふすべ村周辺(小泊) 遺跡整備、遺跡見学	佐渡市	
		博物館整備事業 市民の教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に寄与することを目的に、博物館の運営を行う。	佐渡市	

	過疎地域持続的 発展特別事業	ジオパーク推進事業 内容：ビジターセンターとしてのジオパーク拠点施設の充実、ジオサイトの保護・保全や看板の整備、国内外に佐渡ジオパークの魅力を発信するための多言語対応と、SNSや冊子等の多様な情報発信、佐渡ジオパークを楽しむツーリズムの充実とガイドのレベルアップのための研修会等、出前授業や出前講座、地域説明会等による郷土愛の醸成と持続可能な地域づくり。 必要性・効果：市民の郷土愛の醸成、持続可能な地域づくり、交流人口の拡大	佐渡市	市民の郷土愛の醸成、持続可能な地域づくり、交流人口の拡大などの効果が将来に及ぶ。
		伝統芸能継承事業補助金 内容：伝統芸能の普及啓発活動や技術習得教室等の活動に対する支援。 必要性・効果：伝統芸能の継承及び発展	佐渡市	市民の郷土愛の醸成、持続可能な地域づくり、交流人口の拡大などの効果が将来に及ぶ。
		世界遺産登録推進事業 内容：佐渡金銀山の世界遺産登録に対し、市民への普及啓発・情報発信事業の促進や、ユネスコへの推薦と登録後の来訪者受入れ態勢の整備に向けた事業を実施する。 必要性・効果：地域の文化資源を活用した地域文化の振興	佐渡市	世界遺産登録に向けた市民意識の醸成、来訪者の受入態勢を整備することで、市民の郷土への誇りや文化財保護意識の強化を図ることができる。

		町並み景観整備支援事業 内容：重要文化的景観の範囲内において、民間所有の歴史的建造物の修復を支援する。 必要性・効果：世界遺産としての町並み景観の保全	佐渡市	歴史的な建物等の保存修理を行うことで、将来にわたり歴史的な景観を保全することができる。
		文化財保護事業 内容：指定文化財の修理・管理・防災施設管理・保存に関する支援。 必要性・効果：伝統と魅力ある地域文化を未来へ継承	佐渡市	指定文化財の修理等に支援することで、伝統と魅力ある地域文化を未来へ継承する。
		基金造成事業（地域文化の振興等） 内容：島内の文化・歴史・自然的資産を保護・活用し、また、地域の伝統芸能を継承・存続する体制づくりのための基金を造成する。 必要性・効果：文化の振興、地域の活性化	佐渡市	特別事業の財源として複数年度にわたり活用する。
		世界遺産文化財調査事業 内容：世界遺産の構成資産に係る遺跡や絵図・文書資料等の調査・研究を実施する。 必要性・効果：世界遺産としての価値をさらに磨きあげる	佐渡市	調査成果を基に新たな知見を各種説明媒体へ最新の情報を反映することが可能となり、世界遺産としての価値をさらに磨きあげることができる。

		世界遺産を核とした総合的情報発信事業 内容：ガイドアプリ「佐渡金銀山ナビ」の改修、地域の歴史資源（金の道）を活用した交流イベント、子どもたちへの世界遺産教育 必要性・効果：来訪者受け入れ体制の強化、地域の歴史資源を活用した郷土愛の醸成及び交流人口の拡大	佐渡市	交流人口・応援層の拡大を図ることが可能となるほか、子ども層に対し郷土愛の情勢及び文化財保護意識の強化につなげることができる。
		佐渡学推進事業（地域文化保存継承・体験事業） 内容：伝統芸能保存・継承の機運を醸成、継承者の確保・育成に係る事業 必要性・効果：伝統芸能の継承及び発展	佐渡市	市民の郷土愛の醸成、持続可能な地域づくり、交流人口の拡大などの効果が将来に及ぶ。

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備・管理については、佐渡市公共施設等総合管理計画に定める基本的な方針との整合を図りながら、適切な管理や有効な活用を図っていく。

1 2 再生可能エネルギー等の利用の推進

(1) 現況と問題点

本市におけるエネルギー供給は、ほぼ全てを火力発電に依存し、島外からの化石燃料の海上輸送に頼っている現況にある。脱炭素社会の実現に向けた環境負荷の低減や、エネルギー供給源の多様化による災害リスク低減等への取り組みが必要である。

(2) その対策

○新潟県自然エネルギーの島構想の実現に向けた太陽光、風力、小水力、バイオマス等の地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入拡大や水素等の次世代エネルギーの活用、クリーンエネルギー自動車の導入促進、自立・分散型の非常用電源の確保等、島内エネルギーの自給率を高め、関連産業の振興による地域活性化、脱炭素社会の実現、防災力の向上を図る。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 1 再生エ ネルギーの利 用の推進	過疎地域持続的 発展特別事業	地域資源活用事業 内容：新潟県自然エネ ルギーの島構想実現に向 けた推進事業（補助制度、 普及啓発、計画策定等）。 必要性・効果：自然エ ネルギーや電気自動車の 普及を通じた、低炭素化 の促進や佐渡の環境ブラ ンドの向上	佐渡市	再生可能エネ ルギーの導入促進 により、地域資源 や地域産業の好 循環を促し、島の 活性化と持続可 能な社会の実現 を図る。
		基金造成事業（再生エネ ルギー等の利用の推進） 内容：再生可能エネ ルギー等の利用を促進する ことにより、脱炭素社会 の実現、防災力の向上を 図るための基金を造成す る。 必要性・効果：低炭素 化の促進、佐渡の環境ブ ランド向上	佐渡市	特別事業の財源 として複数年度 にわたり活用す る。

	その他	クリーンエネルギー自動 車普及促進事業 車両導入、チャージス テーション等設置	佐渡市	
		公共施設省エネ・新エネ 設備設計導入事業 施設の省エネ、新エネ 調査・設備導入	佐渡市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備・管理については、佐渡市公共施設等総合管理計画に定める基本的な方針との整合を図りながら、適切な管理や有効な活用を図っていく。

佐渡市過疎地域持続的発展計画
(令和3年度～令和7年度)

編集・発行 令和3年9月
佐渡市 企画課
〒952-1292
新潟県佐渡市千種232番地
電話 0259-63-3802
